



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	人に帰属しない利益の侵害と民事責任（2）： 純粹環境損害と損害の属人的性格をめぐるフランス法の議論からの示唆
Author(s)	小野寺, 倫子
Citation	北大法学論集, 63(1), 250[45]-190[105]
Issue Date	2012-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49313
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR63-1_008.pdf



人に帰属しない利益の侵害と民事責任(2)

—— 純粹環境損害と損害の属人的性格をめぐる
フランス法の議論からの示唆 ——

小野寺 倫 子

目 次

はじめに

第1章 集团的損害と損害の属人的性格に関するフランス法の検討

はじめに

第1節 損害の属人的性格と集团的損害に関する民事責任法の学説

第2節 民事訴訟法の学説 (以上、62巻6号)

第3節 判例の検討

1 前提(1): 賠償の対象となる損害の要件としての「属人的性格」

2 前提(2): 訴えの受理性と請求の正当性の区別

3 環境損害に関する判例の分析

第3節のまとめ

第1章のまとめ

第2章 損害の属人性の再定位

はじめに

第1節 損害の属人性の再定位の必要性

第2節 純粹環境損害の実体法上の性格

1 実体法上の概念としての集团的損害

2 客観的損害

3 私法上の「環境への権利」

第2節のまとめ

第3節 純粹環境損害の手続法上の性格

- 1 被害・損害の集団化と訴えの利益の集団化の必要性
- 2 質的集团的利益に関する訴えに関するフランス法の不十分さ
- 3 質的集团的利益の担い手は誰か

第3節のまとめ

第2章のまとめ

（以上、本号）

第3節 判例の検討

本章第1節において確認したように、民事責任法の学説は、民事責任訴訟においては一般的に属人的損害の存在が必要であるとしている。しかし、この損害の属人的性格については、被害者（原告）に関する手続的な要請であるという捉え方と、実体法上の民事責任法上賠償の対象となる損害の要件であるという捉え方が存在していた。

これに対し、第2節でみたように、民事訴訟法においては、手続法の次元における訴えの受理性と実体法の次元における請求の正当性とは区別されなければならないという理解を前提としつつ、訴えの受理性の要件として、属人的な訴えの利益が存在することが必要とされている。

ところで、このような損害の属人性に関する学説の状況は、判例の状況の反映であるという指摘がある¹。本節では、この指摘に示唆を得て、フランスの裁判所の判例を分析する。検討の順序としては、まず前提として、判例が賠償の対象となる損害は属人的な性格を備えていなければならないとしていること（1）、また訴えの受理性と請求の正当性は区別されるべきであるという態度をとっていること（2）を確認する。その後、環境侵害に関する判例においては、属人的損害ないし損害の存在と訴えの受理性とが明確に区別されているとは言い難い状況にあることを確認しよう（3）。

1 前提（1）：賠償の対象となる損害の要件としての「属人的性格」

学説によると、判例上、ある損害が損害賠償の対象とされるためには、

¹ L.Neyret, *Atteintes au vivant et responsabilité civile*, préface de C.Thibierge, LGDJ, 2006, n°474, n°476.

属人的性格の具備が要求されること自体は疑いがない²。もっとも、この要件が判例において確立した経緯については定かではない。管見のかぎり、学説は、この判例上の要件を紹介する場合に、その起源について特に言及していないからである。ただし、損害が賠償の対象となるための要件として属人性を要求している判例として紹介されている比較的古い判例に、集团的損害に関するものではなく個人に生じた損害に関する事案であるが、破毀院第2民事部1979年10月17日判決³がある⁴。

後に本節3でみるように、環境損害に関する判例においても、損害の属人性に対する言及がみられる（たとえば、破毀院第1民事部1982年11月16日判決。なお、グルノーブル控訴院1988年12月22日判決、破毀院刑事部1995年10月25日判決における被告の主張・破毀申立て理由も損害の属人性が判例上の要件であることを前提としているとみられる（後掲本節3））。

2 前提（2）：訴えの受理性と請求の正当性の区別

さらに、訴えの受理性と請求の正当性の関係に関する判例の立場を確認しておこう。破毀院の判例は、先にみた民事訴訟法の学説と同様に、訴えの受理性と請求の正当性は区別されなければならないという立場に立っているといわれる。その例として、たとえば、破毀院第1民事部1993年5月17日判決、破毀院第3民事部1999年1月27日判決、破毀院第2民事部2004年5月6日判決などを挙げることができる（個々の事案は本稿の内容と直接関係がないため、判旨のみ掲げる）。

² *Ibid.*, n°475.

³ Cass.2^e civ., 17 oct. 1979, d. 1980, inf. Rap. P.415, obs.C.Larroumet. この判決は、ナチスの行為から生じた苦痛（精神的損害）の賠償を目的とする終身定期金について、被害者が事故によって死亡し、終身定期金を受取ることができなくなっても生存配偶者に損害は発生しないとしたものである。精神的（無形）損害の賠償債権は、属人的性格を本質とする権利であって、本人以外に利益をもたらすことはできないからである。

⁴ V. L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°475.

破毀院第1民事部1993年5月17日判決⁵

判旨「訴えの利益は、訴えが〔実体法上〕正当であることの事前の証明に左右されるものではない。要するに、〔その場合には〕、攻撃防御方法が受け入れられ得ないのである。」

破毀院第3民事部1999年1月27日判決⁶

判旨「新民事訴訟法典31条に鑑みるに……訴権は、法律が、その法律によって申立てを行いもしくは〔それについて〕争うため又は特定の利益を擁護するため資格を与えられた者のみに訴えを提起する権利を付与している場合を除き、申立ての成功又は排斥に対して正統な利益を有するすべての者に開かれている。」「原告によって主張されている権利の存在はその訴えの受理性の要件ではなく、その〔申立ての〕成功の要件である。」

破毀院第2民事部2004年5月6日判決⁷

判旨「新民事訴訟法典31条に鑑みるに……訴権は、法律が、その法律によって申立てを行いもしくは〔それについて〕争うため又は特定の利益を擁護するため資格を与えられた者のみに訴えを提起する権利を付与している場合を除き、申立ての成功又は排斥に対して正統な利益を有するすべての者に開かれている。」「訴えの利益は、訴えが〔実体法上〕正当であることの事前の証明に左右されるものではなく、かつ、原告によって主張されている損害の存在はその訴えの受理性の要件ではなくその〔申立ての〕成功の要件である。」

3 環境損害に関する判例の分析

上述のように、破毀院は、一方では損害が賠償の対象となるための要件として属人的性格を備えることを要求している。また、他方において、訴えの受理性と請求の正当性が区別されるべきことを繰り返し説いて

⁵ Civ.1^{re}, 17 mai 1993, *Bull.civ.* I, n°169.

⁶ Civ.3^e, 27 janv. 1999, *Bull.civ.* III, n°19.

⁷ Civ.2^e, 6 mai 2004, *Bull.civ.* II, n°205.

いる。このような立場を前提とするならば、損害の属人性が、請求の正当性の要件であるのか(つまり民法典1382条の損害の解釈に関わるのか)それとも訴訟の受理性の要件であるのか(つまり民事訴訟法典31条の訴えの利益の解釈に関わるのか)については明確に区別されなければならないと考えられる。

しかしながら、実際には、破毀院及び事実審の環境損害に関する判例において、損害の属人性という要件が、訴えの受理性に関する要件として理解されているのか、実体法上の損害の要件として理解されているのかについては、かならずしも明確ではないと学説は指摘している⁸。

さらに、以下の分析の結論を先取していうと、環境保護団体(非営利社団)によって提起された訴訟においても度々原告非営利社団等の「属人的」損害の存在が問題とされており、集团的損害ないし集团的利益と属人的損害の関係も不明瞭である。

以下では、学説によって(純粹)環境損害の賠償に関する判例として評価されてきた事実審と破毀院の判例を分析し、以上の点を確認することにしよう⁹。

グルノーブル控訴院1988年12月22日判決¹⁰

事案：被告人は、花屋を営む妻に提供する目的で、アルジェンティエール・ラ・ベセ(Argentière-la-Bessée)市(町村)の非耕作区域において保護植物である Reines des Alpes¹¹を1600本採取し運搬した。この事

⁸ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°475.

⁹ フランスの裁判所は、つい最近まで環境損害あるいは環境への侵害から生じた損害というような表現を用いることはなかった。しかし、学説は、それ以前においても、フランスの裁判所は、例外的にはあるが、環境損害というような言葉を用いてはいないものの、実質的には純粹環境損害の賠償を認容してきたという。以下で分析する判例もそのような判決である。この点については、拙稿「環境への侵害から生じる損害に関するフランス司法裁判所の判例について—エリカ号事件をきっかけとして—」早誌61巻1号(2010)96頁以下を参照。

¹⁰ CA Grenoble, 22 déc. 1988, RJE 1990 p.419, obs. M.-J. Littmann-Martin. 原判決については、*ibid.*, pp.417 et s.

¹¹ 日本名は不明。アルプス地方産のセリ科の高山植物。

実に関する刑事事件において、エクラン国立公園は、民事の当事者として、5000F の損害賠償、訴訟費用及び複数の地方紙における判決の公示を請求した。

原審であるガープ軽罪裁判所¹²は、犯罪と直接関係のある利益が欠けていることを理由に、エクラン国立公園による民事の訴えの受理性を否定した。すなわち、ア. 本件では、国立公園の管理者が国立公園の境界を越えて事件に関与している。イ. 当該管理者による事実確認が法的に有効だとしても、当該管理者は一般利益に関わる任務に参加しているのであるから、公施設法人である国立公園の民事の当事者となることの申立てを正当化することはできない。ウ. 犯罪の確認が、すべての行政機関または特別に授権された公役務に関わる職員の役割であるとしても、訴追の権利は、法律上の例外を除き、共和国検事にしか与えられていない。エ. 国や行政機関が、犯罪から直接生じる損害の賠償を民事訴権によって請求できるとしても、このような公法上の法人は、自らの権威や威信に対して生ぜしめられた精神的（無形）損害の賠償を請求できない。しかしながら、控訴院は、以下のように述べて原告の請求を認容した。判旨「被告人は、罪刑の法定（incrimination）は、一般利益の保護を目的とするのであり、損害賠償5000F についての〔国立〕公園の請求は受理性がない、〔国立〕公園は属人的損害を被らなかった、〔植物の〕採取は私有地において行われた、と主張する。

その犯罪は、〔国立〕公園の周辺区域で行われ、かつ、もっぱら私有地において行われたのではない。いずれにせよ、エクラン国立公園の職員は、大臣によって、オート＝ザルプ県とイゼール県において法律に対する違反を確認することについて権限をゆだねられている。その民事の訴えによって、公施設法人であるエクラン国立公園は、検察官の代わりをつとめようとしているのではない。エクラン国立公園は、監視と、植物がその一部を構成している国（民）の財産（patrimoine national）の保護を確実にするための手段を実施する義務を有している。被告人の行動による国民の財産への侵害によって、エクラン国立公園は、確かかつ直接の損害を被った。」

¹² T. corr.Gap, 12 oct. 1988, RJE 1990 p.417, obs. M.-J. Littmann-Martin.

原審は、原告国立公園には、犯罪と直接関係のある利益が存しないことを理由として訴えの受理性を否定している。したがって、そこでは、刑事裁判所における民事訴権行使について刑事訴訟法典2条1項の要件の具備が問題とされたと考えられる。

控訴院において、被告は、属人的損害が生じていないことを理由として訴訟の受理性が認められないと主張している。ここでも被告の主張は、刑事訴訟法典2条1項の要件の充足に関するものであると考えられる。しかしながら、控訴院は、原審とは反対に、国立公園による民事訴権の行使が検察官の職務を代替するものではないことを前提とし、原告国立公園に確実かつ直接的な損害が生じているとし、2000Fの賠償を認容した。控訴院の判旨は、属人性について明示的な判示はしていないものの国立公園の訴えの受理性から直ちに民事責任法上賠償の対象となる損害の存在も肯定しているものと考えられる。

レンヌ控訴院1997年7月31日判決¹³

事案：アレ山地の尾根道のオートバイでの走行に関する刑事事件において、環境保護団体とアルモリカ地方自然公園労使混合組合が、民事の当事者として被告人に対し損害賠償等を請求した。

判旨「環境保護に関して認可を受けた非営利社団 S.E.P.N.B. は、損害賠償として4000F、判決の公表、及び刑事訴訟法典475-1の名目で3000Fを請求している。

被告人によって争われている、当該社団が民事の当事者となることについての受理性は、……農事法典 L.252-3条の規定から生じる。

オートバイ運転者の通行によって引き起こされた、その地点に生息している動物の通常の生存の条件に混乱を与える行為によって生じた損害、すなわち S.E.P.N.B. が保護することを使命としている利益は、損害賠償として4000Fの金額の付与及び判決の公表によって賠償されるであろう。」

「アルモリカ地方自然公園労使混合組合は、同様に、損害賠償として4000F、判決の公表、及び刑事訴訟法典475-1条の名目で10000Fを請求

¹³ CA Rennes, 31 juill.1997, RJE, 1998, p.199 et s., note R.Léost et D.Guihal.

している。

地方自然公園に関する農事法典 L.244-1条の適用に関して採られた1994年9月1日のデクレ L.244-1条は、地方自然公園に委ねられた使命を定義しており、そして、原則として、これらの使命に対する侵害を構成する損害の賠償に関する自然公園の民事の訴えは、受理性を有する。

アルモリカ地方自然公園労使混合組合は、その創設証書（carte constitutive）にしたがい、アルモリカ地方自然公園の整備、管理及び活性化を使命としている。

公園整備という使命は、公園内のオートバイ運転者の走行を原因とする道の毀損と環境侵害とを考慮するならば、必然的に原因たる行為と関係を有している。

したがって、立証された犯罪によって損害を被っているのであるから、地方自然公園労使混合組合は、訴えを受理されうる。

自然環境の悪化によって性格付けられる被られた損害は、損害賠償として4000Fの金額の付与および当判決の公開によって賠償されるであろう。」

本判決は、訴えの受理性と損害を一応は区別しているようにも見えるが、各原告について訴えの受理性を認めると、損害についてもそのまま肯定しており、実質的にみると、両者を区別しているとは言い難い。地方自然公園と環境保護団体の訴えの受理性の根拠は、環境犯罪の場合に、地方自然公園や一定の非営利社団に民事訴権付与している農事法典の規定である。労使混合組合については、根拠条文は明示されていないが、これは、職業組合は、非営利社団とは異なり、当該組合に関わる集团的利益について一般的に訴えを提起することができるとされていることと関係があると考えられる（本章第1節を参照）。

破毀院第1民事部1982年11月16日判決¹⁴

¹⁴ Civ.1^{re}, 16 nov.1982, Bull.Civ., I, n°331; JCP, 1983,IV, p.37; RJE, n°3, 1984, pp.225 et s., note J.-C. Hallouin. 本件の詳細は、前掲・注（9）96頁以下、原審については拙稿「フランス民事責任法における『純粋環境損害（préjudice

事案：保護の対象となっている猛禽の射殺（犯人は不明）に関し、その地域にある鳥類学センターが、狩猟を主催した狩猟組合に対して損害賠償を請求。破毀院は、2000F の賠償を認容した原審を支持した。

判旨〔原告が証明しなければならない〕「損害によって侵害された利益は、正統かつ法的に保護されるものであるという性格を示すものでなくてはならず、それは、その損害について賠償を獲得するために訴訟を提起できる者の資格と結び付けられている。非営利団体は、一般的に、自らの請求の証拠として、確実に、属人的かつ直接的な損害の存在を援用しなければならない。」〔本件では〕「非営利団体《C.O.R.A.》が……適式に設立され……認証アレテの対象となり、《ローヌ・アルプ州における野生の脊椎動物及びその〔生存〕環境の研究及び保護》を目的としていることについては争われていない。」〔活動領域にかんがみると、〕「原告非営利団体は、今日保護が試みられてきている種を危険な状態に陥れる行為について直接的に関心を有しかつ懸念するものであり、〔アレテによって通年狩猟が禁止されている猛禽の死によって、その活動の目的及び対象との関係において、当該団体のメンバーが被った属人的損害及び社会的損害から区別される直接的かつ属人的な損害を被っている。〕」

この事件は、1976年7月10日の法律によって、環境侵害について環境保護団体に訴権が付与された後の事件である。しかし、侵害行為者不明のため刑事事件として訴訟が成立する見込みがなく、したがって同法に基づく民事訴権の行使に支障があったため、通常の民事責任訴訟として争われたと考えられる。

さて、本判決は、賠償の対象となる損害が存在することの証明が、訴えを提起できる者の資格と直接的に結び付けている。本件は、通常の民事訴訟であるので、ここでいう訴えを提起できる者の資格は、（新）民事訴訟法典31条に規定されている訴えの資格のことを指していると考えられる。ここでは、原告非営利団体の設立時期、認可の存在、活動の目的との関係から訴えの資格と同時に直接的かつ属人的な損害の存在が確

écologique pur)』の概念について」松久三四彦他編『藤岡康宏先生古稀記念民法学における古典と革新』成文堂（2011）470頁以下も参照。

認されている。本件は、純粹環境損害に関する先駆的な判例として、度々学説によって取上げられているけれども、判旨自体は、環境侵害から生じた損害を原告非営利社団に生じた属人的損害としており、文字通り原告非営利社団自体に生じた精神的（無形）損害の賠償が認められたにすぎないと考える余地もないわけではない。

破毀院刑事部1995年10月25日判決¹⁵

事案：河川の汚染に関する刑事事件において、海洋漁業漁師組合（非営利社団）と県漁業・養魚非営利社団連盟が民事訴権を行使。原審が、損害賠償請求を認容（前者に対して100000F、後者に対して38000F）したため、被告は、民法典1382条及び刑事訴訟法典2条、3条及び593条違反を主張して破毀院に上訴した。非難されている犯罪によって属人的かつ直接的に侵害されている場合でなければ、非営利社団の民事訴権は受理性を有しない、属人的かつ確実な損害の証明や損害賠償の算定の基準が示されていないなどというのである。破毀院は、以下のように述べて上訴を排斥した。

判旨「農事法典L.2344条の規定に従い漁業の監視を組織することに貢献し、養魚財産と水環境の保護に参加することを法律上任務としている漁業・養魚認可非営利社団連盟と漁師組合は、一前者は同法典L.238-9条により、後者は改正された海洋漁業従事に関する1852年1月9日のデクレ21条の2により一農事法典第2編第3章または1952年1月9日の上記デクレの規定への違反を構成しその組織が保護することを目的としている集団的利益に直接的又は間接的損害をもたらす行為について民事の当事者としての権利を行使する権限を有している。」

本件において、被告の主張は、原告の訴えは、刑事訴訟法典2条1項の要件を満たしておらず受理性を有しない、原告の請求は、民法典1382条における損害の証明を欠く、ということの意味すると考えられる。

これに対し、破毀院は、非営利社団に対し民事訴権を付与している法

¹⁵ Crim., 25 oct. 1995, *Bull., crim.*, n°322; RJE, 1996-2 p.199, note V. Jaworski; D., 1996, IR, p.25. 詳細は、前掲・拙稿注（9）101頁以下。

律が当該事件において各原告に適用されることから、直ちに原告の請求を肯定している。属人的損害と集团的利益への侵害の関係についてはふれていない。なお、破毀院は、損害の評価については、原審裁判官の専権に基づくものであるとして、独自の判断を示していない。

以上のように、環境侵害に関する判例においては、一般的に訴訟の受理性と損害の証明が明確に区別されていない傾向がみられる。これは、フランスでは、個人に対する影響のない環境侵害については、環境保護団体や公法人が原告となって刑事事件における民事訴権行使を通じて損害賠償請求が行われるのが通常であることと関係があると考えられる（上で分析した判例も、破毀院第1民事部1982年11月16日判決以外、すべて環境に関する刑事事件における環境保護団体等の民事訴権行使に関する。破毀院第1民事部1982年判決も、判決の構造は認可非営利社団による集团的利益侵害に関する民事訴権行使の場合と極めてに通っている）。刑事訴訟法典2条1項は、法文上犯罪から直接的に被った属人的損害を民事訴権行使の要件として規定しているが、この規定の性格はあまり明らかではないからである¹⁶。

しかしながら、受理性と損害の証明を区別して扱っている判決もないわけではない。そのような例として、下級審の判決であるが、原告環境保護団体の訴えの受理性を肯定しながら属人的損害の証明がないことを理由に請求を排斥したオオカミ事件（ニース小審裁判所1990年1月16日判決）や、損害の属人性に直接言及するものではないが、原告の受理性と損害の証明を区別しているとみられるエリカ号事件第1審判決（パリ

¹⁶ 本稿冒頭「はじめに」1(3)を参照。刑事訴訟法典2条1項は、文言上、犯罪から直接的かつ属人的に損害を被った者に対して民事訴権を付与すると規定している。しかし、本条については、前述の通り、損害の要件とみる見解（カルボニエ）、民事責任法上の損害の要件とは区別される刑事裁判所における民事訴権の受理可能性に関する要件とする見解（ヴィネイ）、あるいは、民事責任の被害者＝原告という観点から本条に言及する見解（セリオー）などがあった（本章第1節3）。さらに、民事訴訟法の学説は、訴えの利益（民事訴訟法典31条）に関して集团的利益の問題を論じているが、そこでは、民事訴権の行使による集団訴訟の問題が扱われている（第2章第2節を参照）。

軽罪裁判所2008年1月16日判決）などを挙げることができる。

ニース小審裁判所1990年1月16日判決（オオカミ事件）¹⁷

この事件は、フランスの国内法では狩猟動物にも保護動物にも指定されていない種に属するオオカミの殺傷について、自然保護団体が狩猟者に損害賠償を請求したものである。

この事件では、原告による訴えの受理性は原告非営利団体の目的（野生動物の保護等）と認可にかんがみ、疑いのないものとされた。これに対し、損害の発生については、この事件で問題となった種が、国際条約（ただし、議会承認あるいは審書（官報への掲載）を欠く）では保護種とされ、研究者からも保護の必要性が訴えられてはいるけれども、フランス国内法では、狩猟動物でもないが、保護種でもないため、裁判所は、本件では、原告非営利団体は、当該殺傷行為から属人的損害を直接的に被っているとはいえないとした。

パリ軽罪裁判所2008年1月16日判決（エリカ号事件）¹⁸

エリカ号事件第1審判決は、石油タンカーの事故により発生した海洋汚染について、裁判所は、環境に対する侵害から生じた損害の賠償として、モルビアン県に1015066,60€、環境保護団体 LPO（鳥類保護同盟）に300000€を支払うことを被告に命じた。

この事件は、環境侵害行為に関する民事訴権を地方公共団体に付与する環境法典 L.142-4条の制定以前の判決である。したがって本判決では、県による損害賠償請求に関する訴権行使は、法律の規定に基づく県の管轄区域の保護、管理および保全における独自の責任を与える特別な権限を根拠として認められるとしている。これに対し、県に生じた損害は、汚染された地域の面積と汚染期間、当該地域に投入されたと考えられる租税額を基礎としている。環境保護団体については、環境法典 L.142-2

¹⁷ TI Nice, 16 janv.1990, Gaz.Pal., 1990, 1, jur. pp.213 et s.

¹⁸ TC Paris, この事件に関する文献については、第1章第1節フルール＝オベール＝サヴォーの見解に関する部分を参照。この判決の詳細は、拙稿・前掲注(9) 107頁以下。

条を根拠として損害賠償訴権を行使できるとし、その団体が被った損害は、汚染の規模と当該団体の活動内容、投資及び代表性を基礎としている。

このように、訴えの受理性と属人的損害の証明は、常に区別できないわけではない。ここで注目すべきは、上で紹介した、訴えの受理性と損害の証明の関係が不明確な判例においては、裁判所は環境損害の賠償を明示的に認めてはならず、認容された損害賠償額も比較的低額であるのに対し、受理性と損害の証明が区別されているエリカ号事件第1審判決では、環境に対する侵害から生じる損害の賠償が明示的に認められ、認容された賠償額も、原告が汚染された環境に投資した額を反映して高額となっていることである。このことは、名目的な損害賠償ではなく、実際に環境に生じている損害の賠償を可能とするためには、訴えの受理性と賠償の対象となる損害の証明を区別する必要があることを示しているのではないかと考えられる¹⁹。

第3節のまとめ

判例が、民事責任に関する訴訟において、損害の属人性を要求していること、及び手続法の次元での訴えの受理性と実体法の次元における請求の正当性を区別すべきとしていることは明らかである。しかしながら、環境侵害に関する具体的な事件の判決においては、原告の訴えに受理性が認められることの証明と原告に属人的な損害が発生していることの証明とははっきりと区別されていないという傾向がみられる。また、環境保護団体（非営利社団）の訴えにおいても、度々属人的損害の存在が問題とされているが、判旨から属人的損害と集団的損害との明確な区別を知ることは出来ない。

¹⁹ 認容された賠償額はあまり高額ではないか、環境損害の賠償を明示的に認めているその他の判例にも同様の傾向が見受けられる。ナルボンヌ大審裁判所2007年10月4日判決（TGI Narbonne, 4 oct.2007）、トゥール大審裁判所2008年7月24日判決（TGI Tours 24 juill.2008）などを参照（両判決については、前掲・拙稿注（9）102頁以下）。

もっとも、訴えの受理性と損害（属人的損害）の証明を明確に区別している下級審裁判例もあり、それらによると、環境侵害の場合に訴えの受理性の証明がただちに賠償の対象となる損害の証明となるわけではないことが明らかとなる。

第1章のまとめ

1 損害の属人的性格の意義—特に集团的損害との関係において

本稿が考察の対象としている純粹環境損害は、賠償の対象となる損害の要件である属人的性格の充足について疑義が持たれるとされている。しかしながら、損害の属人的性格という要請それ自体について、民事責任法の学説の理解は必ずしも明確なものではなかった（第1節）。このような損害の属人性の位置づけの曖昧さは、判例における損害の属人性の理解の曖昧さを反映しているという指摘があるが²⁰、そのことは、環境侵害に関する判例において確認された（第3節）。

民事責任法の学説においては、一方では、属人性は実体法上の損害の要件として理解されている。しかし、他方では、この要件を手続上の要件、つまり訴訟の受理性の要件と理解する学説も存する。つまり、損害の属人性とは、損害の性質自体に関する要件ではなく、ある損害について、民事責任訴訟上原告ないし被害者となることができるのは誰か、という点に関わる要件であるという理解である。もっとも、最近の学説の中には、集团的利益との関係において、損害の属人性を実体法と手続法の両面から捉えようとする立場もみられた。

2 手続法の次元における訴えの利益の属人性と集团的利益

本章第2節において参照した民事訴訟法の学説は、訴えの受理性と請求の正当性が区別されなければならないことを前提とし、手続の次元において、訴えの受理性の要件として訴えの利益の属人性を要求している。この場面において、民事訴訟法の学説は集团的利益が訴えの利益の属人性という要件を充足するかどうかを問題としている。

つまり、手続法の次元で、訴えの受理性に関して、訴えの利益の属人

²⁰ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°474.

性が要求されることについては疑義がないといえよう。そして、法人たる集団が、当該集団自体の利益ではなく、その構成員の利益や当該集団が保護することを目的としている利益などに基づいて訴えを提起する場合について、その法律構成については見解が分かれるものの、民事訴訟法の学説は、一定の条件の下で集団的利益の擁護に関する訴えについても受理性が認められるとしている。

3 実体法の次元における損害の属人性と集団的損害

手続法の次元における訴えの利益の属人的性格の要請とは別に、実体法の次元で、さらに損害の属人性という要請が必要なのであろうか。確かに、訴えを提起する主体と損害の帰属主体が同一である場合には、訴えの利益の属人性と損害の属人性をそれぞれ別個に検討する実際上の意義は大きくないであろう。また、原告として訴えを提起する主体と損害の帰属主体が分離している場合であっても、職業組合や非営利社団が、当該法人の構成員に生じた個別的損害の賠償を請求する場合には、それを実体法の次元で原告たる法人の集団的損害と呼びなおすことに必然性は認められない。

しかしながら、純粹環境損害のように、損害の帰属主体を観念することが難しい損害については、実体法の次元で損害の属人性という要請が意味を持つことになる。つまり、このような損害が、特定の法主体に帰属しないにもかかわらず、賠償の対象とされうるのかどうかの実体法上損害の属人性という要請との関係で問われることになる。しかし、この点について、従来のフランス民事責任法の学説は明確な議論をしてこなかった。集団的損害について実体法の側面から損害の属人性の充足を検討する見解も現れてきているが、そこでも、なぜ特定の法主体に対する帰属を観念できない集団的損害が賠償の対象となる損害として正当化されうるのかについては明らかにされていない。

損害の属人性の要請と集団的損害は、ともに判例を起源とする概念である。もっとも、環境損害に関する判例においては、損害の属人性が実体法の要件なのか訴訟の受理性の要件であるのか明確に区別されているとは言い難い。それどころか原告たる環境保護団体等の訴えに受理性が認められることが確認されると、直ちに賠償の対象となる損害の存在が

肯定される傾向がみられる。

人に帰属しない利益の侵害と損害の属人性の要請の関係について、判例の中に答えを見つけれないのであれば、学説の側から、判例に対して理論を提示することが必要であろう。フランスでは、そのような試みが既に始められている。次章においては、引続き純粹環境損害を具体的な検討対象として、人に帰属しない利益の侵害を私法の枠組みの中で救済するために提示されている新たな学説の主張について分析を進めていこう。

第2章 損害の属人性の再定位

はじめに

純粹環境損害の民事賠償に関して、フランスの学説は、純粹環境損害は、賠償の対象となる損害の要件である属人性の充足に疑義が持たれるが、集团的損害として賠償されうると説明することが多い。しかし、第1章でみたように、損害の属人性の意義についても属人的損害と集团的損害の関係についても、民事責任法の学説の理解は一義的ではなかった。

もっとも、第1章における分析からは、次の点が明らかとなった。まず、民事訴訟法の学説によると、訴えの受理性について、訴えの属人的利益の存在が問題となる。民事訴訟の原則的な形態は、実体法上の利益の帰属主体である個々の法主体が訴訟の当事者となるというものである。しかし、例外的に訴訟の当事者と利益の帰属主体が分離する場合がある。たとえば、法人格を有する団体が、その法人自体の利益以外について訴えを提起する場合には、集团的利益に基づく訴えの受理性が問われる。その根拠について、民事訴訟法の学説の見解は分かれる。このような訴えは法律による特定の法主体に対する訴えの資格の付与によるという見解と、集团的利益の存在によっても訴えの属人的利益の要請が満たされるという見解である。けれども、フランスにおいて、このような訴えが特別法の規定に基づき一定の場合に認められていることは間違いない。

たとえば、純粹環境損害の賠償を請求する主体は、一般的に特別法の規定により民事訴権を付与された環境保護団体や一定の公法人である。

したがって、この場面では、利益の帰属主体と訴訟主体の分離がみられ、しかも訴訟当事者は法人である。このように、純粹環境損害の賠償に関する訴訟は、手続法の次元では、民事訴訟法の学説の一般的理解に従えば集团的利益に基づく訴えと位置づけることができる。しかしながら、では、集团的利益に基づく訴えとは何か、という問いに対する答えは集団訴訟に関する法律の中にはみつけないことができる。

また、純粹環境損害のような人に対する帰属を觀念できない損害の賠償が問題となると、訴えの受理性とは別に、実体法上の損害の帰属主体について考える必要が生じてくる。したがって、純粹環境損害の登場によって、民事責任法の学説は、損害の属人性という要請の意義の再考を迫られることになる²¹。

このような問題意識に立った上で、以下では、この点に関して最近主張されているフランスの学説に示唆を得ながら、実体法と手続法の両次元において、民事責任法の枠組みの中で純粹環境損害の賠償を理論的に正当化する可能性を探ることにしよう²²。

以下、本章では、まず、人に帰属しない損害の賠償という現代社会の新たな要請にこたえるためには、伝統的に賠償の対象となる損害の要件であるといわれてきた損害の属人性について再定位の必要があることを確認し（第1節）、次に実体法の次元（第2節）と手続法の次元（第3節）

²¹ V.M.Mekki, «La place du prejudice en droit de la responsavilité civile», 新世代法政策学研究5号（2010）, n°16（邦訳は、ムスタファ・メキ（吉田克己訳）「民事責任法における損害の位置」吉田＝メキ編『効率性と法 損害概念の変容』有斐閣（2010）430頁以下。以下、翻訳の頁については、原文の引用の後ろに括弧書きで示す）。

²² 『生きているもの(vivant)に対する侵害と民事責任』と題されたネイレのテーゼ(L.Neyret, op.cit. (supra note1))は、この問題について特に示唆的であり、以下の分析は同書に負うところが大きい。同書においては、実体法と手続法の両面において、損害の属人性要件という伝統的な要請を克服することによって、純粹環境損害を含む、「生きているものに対する侵害—純粹生物学的損害」の賠償の理論的正当化が試みられている。ネイレは、純粹環境損害と法主体としての人には影響のない生物としてのヒトに対する侵害を包摂するものとして純粹生物学的損害という概念を用いる(*Ibid.*, n°197)。ただし、本稿では、主に純粹環境損害に関する部分を参照する。

各々について、属人性の要請を克服するために提示されているフランスの学説の分析を行うことにしよう。

第１節 損害の属人性の再定位の必要性

既に第１章において確認したように、集团的損害と損害の属人性は、訴えの受理性の要件あるいは賠償の対象となる損害の要件として、学説の検討の対象とされてきた。また一部の学説においてはその両方に関わる要件として位置づけられていた。

まず、手続的な次元における訴え利益の属人性は、訴訟の受理性（recevabilité）に関する要件である。伝統的に、訴えの利益について属人性が認められてきたのは、実体法上の権利の名義人である。したがって属人的な訴えの利益は、自分の権利が他人から侵害されていると主張する特定の個人のもとに存在する²³。いいかえれば、権利侵害（ないし法違反）（violation du droit）によって固有の利益を侵害されたことと訴訟の結果から属人的に利益を得ることが、訴えを認められる要件である²⁴。このことは、一般利益（これを擁護するのは伝統的には検察官の役割であるとされる）や他人の利益について、個人は、訴えの利益を有しないということを意味する²⁵。

これに対して、手続の次元で訴えの属人的利益と対置されるのが、訴えの集团的利益であった。個人ではなく、集団（法人）が原告となる場合の訴えの利益である。つまり、民事責任に関して訴えの属人的利益が存在するのは、個別的損害の賠償に関する個別的（個人的）訴え（action individuel）の場合であり、集团的利益が問題とされるのは、集团的な訴え（action collectif）の場合である。集团的な訴えの利益について訴えの利益の属人性という要請が満たされるかどうかについては、民事訴訟法の学説の中で見解が分かれている（第１章第２節を参照）。

実体法の次元においては、民事責任に基づく請求の正当性（bien-fondé）に関して、損害の属人的性格が要請されることになる（民法典

²³ G.Couchez et X.Lagarde, *Procédure civile*, 16^eéd., Sirey, 2011, n°154.

²⁴ L.Cadiet et E.Jeuland, *Droit judiciaire privé*, 6^eéd., Litec, 2009, n°361.

²⁵ *Ibid.*

1382条の「損害」の要件)。そしてここでは、属人的損害とは、人、すなわち法主体に帰属する利益の侵害（主観的損害（*préjudice subjectif*））を意味することになるであろう。たしかに、伝統的に民事責任法において保護の対象とされてきたのは、このような主観的損害である。これに対し、純粹環境損害のような人に帰属しない利益の侵害は、主観的損害を構成しない。

以上を総合すると、純粹環境損害の賠償を可能とするためには、手続法の次元と実体法の次元の両方において、属人性という要請が障害となることがわかる。そして上述のように、一般的には、純粹環境損害は、集团的損害という性質決定によって属人性という障害を克服できるとされているけれども、実体法上も手続法上も、この説明には不十分な点が存在する。

まず、実体法の次元においては、純粹環境損害は、定義上、人に影響のない損害つまり属人性を有しない損害である。集团的に帰属する集团的損害と性質決定することで、この損害に属人性要件の具備を認めることができるのか、論理的に疑義があるように思われる。

手続法の次元では、純粹環境損害が集团的利益に対する侵害であるという説明は、純粹環境損害の賠償が、現在のフランスでは実際上非営利社団等による集団訴訟に関する訴権付与の法律に基づいて行われているということを説明しているにすぎない。なぜ、実体法の次元で帰属主体のない利益について、非営利社団等の法人が担い手となるのかについて、既存の集団訴権に関する立法の存在以上の理論的説明はなく、したがって、他の法主体がこのような利益を担う可能性はないのかについても明らかではない。

第2節 純粹環境損害の実体法上の性格

では、まず、実体法の次元で、どのような理論構成によれば純粹環境損害を民事責任法の枠組みの中に位置づけることができるのかを探ることにしよう。この点について、フランスの学説は、民事責任法上賠償の対象となる損害の新たな範疇として客観的損害を承認すること（2）、あるいは環境への権利を承認することを提案している（3）。前者は、民事責任法の枠内で純粹環境損害を賠償の対象とすることを企図するも

のであるのに対し、後者は、民事責任法の枠組みの外で純粹環境損害に対処しようとする考え方である。もっとも、民事責任法によって純粹環境損害の賠償を目指す見解としては、客観的損害を承認するという考え方の他に、第1章第1節においてみたブランの見解のように、実体法の次元において集团的損害という範疇をおく立場も存在する。このような主張についても、ここで改めて確認しておこう（1）。

1 実体法上の概念としての集团的損害

純粹環境損害の実体法上の性質を集团的損害とする見解としては、第1章第1節で検討したブランの見解がある。その他カタラ草案1343条やヴィネイ、ジュルダンの見解も、ブランの見解ほど明確ではないが、純粹環境損害の実体法上の性格を集团的損害と理解しているとみられる。

ブランの見解

第1章でみたように、ブランは、損害の属人性と集团的損害の関係について、実体法上の賠償の対象となる損害の性質²⁶と手続的な次元における訴えの利益・資格²⁷という二つの側面から検討していた。つまり、この見解は、実体法の次元において集团的損害という範疇を承認するものといえる。そして、純粹環境損害もこのような意味における集团的損害として位置づけられていた。ブランによると、このような実体法上の集团的損害の賠償は、属人的損害という要請の適用除外である²⁸。

カタラ草案

同様に、カタラ草案1343条も、環境損害を念頭に置いた上で賠償の対象となる損害として集团的損害という範疇を明示的に承認している。

²⁶ Ph.Brun, *Responsabilité civile extracontractuelle*, 2^e éd, Litec, 2009, n^{os}197 et s.

²⁷ *Ibid*, n^o531 et s.

²⁸ *Ibid*, n^o200. V. aussi, M.Boutonnet, «La réparation du préjudice à l'environnement», 新世代法政策学研究5号（2010）pp.101 et s.（邦訳は、マチルド・ブトネ（吉田克己訳）「環境に対して引き起こされた損害の賠償」吉田＝メキ・前掲注（21）360頁以下）。

カタラ草案1343条²⁹

「財産的であれ非財産的であれ、個別的であれ集団的であれ、合法的利益 (intérêt licite) の侵害から構成されるすべての確実な損害は、賠償されうる。」

同条の「集団的」という形容詞には、「«collectif»という言葉は、裁判所に、とりわけ環境損害の賠償を可能とするために導入された。しかしながら、当グループは、この点で、賠償について訴えを提起できるのは誰か（侵害された個人、侵害された個人が集合した非営利社団……）という点については態度決定をしなかった。当グループは、この問題はむしろ手続に属すると考えた³⁰」という注が付されている。したがって、この条文は手続上の訴えの集団的利益とは区別される、実体法上の集団的損害概念を承認していると考えられる³¹。もっとも、ここでいう「環境損害」が純粹環境損害（狭義の環境損害）を指すのか、環境侵害を介在した個別損害（集合的な個別損害）を指すのかは明示されていない。しかし、おそらく、本条は純粹環境損害をも視野に入れているのではないかと考えられる。

²⁹ P.Catala (dir.), Avant-projet de réforme du droit des obligations (Articles 2234 à 1386 du Code civil) et du droit de la prescription (Articles 2234 à 2281 du Code civil) Rapport à Monsieur Pascal Clément Garde des Sceaux, Ministre de la Justice, 22 Septembre 2005, <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/rapport-publics/054000622/index.shtml>, p.173.

³⁰ *Id*bd., p.173, n3.

³¹ なお、この条文自体にも、冒頭に集団的利益を賠償の対象とすることは、環境損害の賠償を可能とすることに資するであろうという旨の説明が付されている。第1章でみたように、フランスにおいて集団的損害の賠償が問題とされる場面は極めて広範であるが、それによると、この条文は、特に環境損害の賠償を念頭において集団的利益概念を導入しようとしていることがうかがわれる。これは、損害の帰属主体のない純粹環境損害の場合には、実体法上の次元で損害の性質を明らかにすることが特に要請されるからではないかと考えられる。V.L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°341; M.Mekki, op.cit. (supra note21), n°16 (432頁)。

ヴィネイ、ジュルダンの見解

以上に対し、損害の属人的性格についての理解が、手続法的であるのか実体法的であるのかやや曖昧ではあるが³²、環境法典 L.110-1条の「国民の共同財産」や共同物（民法典714条）の考え方などを媒介として、環境について社会構成員（国民、人類）全体への集団的帰属を観念し、純粋環境損害を集団的損害と性質決定するヴィネイやジュルダンも、実体法上の次元における集団的損害の存在を前提にしていると考えられる³³。

実体法上集団的損害という範疇を承認する以上の見解は、いずれも集団的損害の意義を明確に定義しているわけではないけれども、少なくとも純粋環境損害に関しては特定の誰かではなく「みんな」に帰属する損害として集団的利益を理解していると考えられる。

そして、集団的損害を「みんな」に帰属する損害として理解するのであれば、集団的損害を原告となる団体の属人的損害（当該団体に帰属する損害）であるということはできない³⁴。したがって、このように理解する場合は、ブランのいうように、属人的損害という一般的要請の適用除外として、実体法上の集団的損害も民事責任法上賠償の対象となると考えるのが論理的であろう。

2 客観的損害

次に、民事責任法上賠償の対象となる損害として客観的損害という新たな損害の範疇を承認することによって、純粋環境損害の賠償を正当化しようとする見解をみる。以下では、客観的損害に関する代表的な学説として、純粋環境損害を含む純粋生物学的損害の賠償を企図して客観的損害概念を提唱するネイレの主張を紹介する³⁵。

³² 第1章第1節2（1）ヴィネイ＝ジュルダン（ボレ）の見解を参照。

³³ G.Viney, «Le préjudice écologique», *Resp. civ. et assur.*, 1998, n°spéc., p.8; P. Jourdain, «Le dommage écologique et sa réparation», in *Les responsabilités environnementales dans l'espace européen*, (dir.) G.Viney et B.Dubuisson, Bruylant-LGDJ, Bruxelles 2006, n°21.

³⁴ 第1章第1節2（1）カルボニエの見解を参照。

³⁵ 客観的損害については、V., aussi, O.Berg, «Le dommage objectif», *Études*

ネイレの見解

ネイレによると、民事責任法、つまり実体法の次元における損害の属人性という要請は、ある損害が賠償の対象となるかどうかについて、当該損害が人に対して損害を生じさせるかどうかによって決定することを意味する。つまり、民事責任法における損害の属人的性格とは、損害が賠償の対象となるためには、損害が特定の人に対して主観的に帰属していなければならないということである。より具体的にいうならば、この伝統的な属人的（＝主観的）損害という要件の意義は、積極的には、誰が被害者たりうるかということである。この観点からは、損害の属人性は、民法典1382条の「他人」の意義に関わることになる。消極的な面からみると、人に対する影響のない被害（dommages、すなわち事実としての侵害）は、法的な次元では損害（préjudice）の領域から排除されるということである³⁶。

しかし、この属人的損害という要件は、民事責任法において、生きているものに対する侵害（環境に対する侵害も含む）の「脱人格化（dépersonnalisation）」という現象を考慮することの障害となる³⁷。特に純粋環境損害に関していうならば、それは、定義上、人に対する影響のない環境自体に生じた損害、つまり特定の人に主観的に帰属しない損害である。したがって、純粋環境損害を民事責任の枠組みの中で救済するためには、実体法の次元で、属人的損害の要請という障害を乗り越える必要がある。

ネイレによると、損害の属人性という要請を乗越えて、人に帰属しない損害の賠償を可能とするための方法としては、二つの方法が考えられる。一つは、主観的方法であって、環境への権利を承認することである。もう一つは、客観的方法であり、民事責任法において賠償の対象とされる損害の中に、客観的損害という新しい損害の範疇を確立することであ

offertes à Geneviève Viney, LGDJ, 2008, pp.64 et s.; C.Dreveau, «Réflexions sur le préjudice collectif», RTD.civ., 2011, pp.257 et s.

³⁶ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°583.

³⁷ 「『人なき利益（intérêt sans personne）』の保護」という表現を用いるものとして、M.Mekki, op.cit. (supra note21), n°16（432頁）。

る³⁸。しかしながら、ネイレによると、この二つの方法のうちでより適切な解決方法は、損害概念の客観化（客観的損害という損害の範疇の承認）であるという³⁹。

以下では、まず、客観的損害の意義について明らかにし（（１））、次に、いかなる理由によって客観的損害を民事責任法上賠償の対象となる損害として正当化することができるのかを検討する（（２））。最後に、環境への権利構成の論者からの客観的損害構成に対する批判にも触れる（（３））。

（１）客観的損害とは何か

はじめに、客観的損害の定義を明らかにしなければならない。ネイレによると、客観的損害は、積極的には、「法に合致する利益の侵害（lésion d'un intérêt conforme au droit）」を要請する。また、消極的な側面からみると、客観的損害においては、被害の対象が、被害者としての資格を有さない。つまり、客観的損害とは、人に対する反射的影響から独立に存在しうる損害である⁴⁰。したがって、客観的損害は、「人に対する影響とは無関係に、法に合致する利益の侵害」として定義されることになる⁴¹。

この見解によると、民事責任によって保護される利益とは、法（客観法（droit objectif））に合致する利益である。ここでいう法は、非常に広くとらえられており、法律、慣習法、学説、公序及び良俗を意味するという。正義や法秩序の統一性（unité de l'ordre juridique）を根拠として、「すべての客観法に合致する利益が、侵害された場合には、損害

³⁸ L.Neyret, op.cit. (supra notel), n°613.

³⁹ 客観的損害構成が環境への権利構成に優越する理由については、後述の環境への権利に対する批判を参照。

⁴⁰ *Ibid.*, n°583, n°619.

⁴¹ *Ibid.*, n°723. なお、客観的損害は、従来の学説が、実体法と手続法の次元をあまり明確に区別せずに、大義にかかわる集团的損害（利益）あるいは利他的な集团的損害（利益）などと呼んできた範疇にはほぼ相当すると考えられる（大義に関わる集团的損害（利益）、利他的な集团的損害（利益）については、本章第３節２を参照）。

としての性質決定を生じさせうるのでなければならない」のである⁴²。

そして、この考え方の下で民事責任の次元における損害とそれ以外の法との間のインターフェースの役割を演じることになるのは、侵害された「正統な利益 (intérêt legítíme)」という概念である。この正統な利益 (法的に保護される正統な利益) に対する侵害という要件は、かつて、主に間接被害者に関して、事実としては発生している損害について、民事責任法上賠償の対象となる損害として承認することを拒絶する理由として用いられていた⁴³。しかし、判例が既に1970年代に放棄したといわれるかつての法的に保護される正統な利益という要件は、事実としては現実に発生している損害の中から一定の損害 (法的に保護される正統な利益の侵害に当たらない損害) を民事責任法の保護の対象とはならないとして排斥するという消極的な機能を果たしていたのに対し、ネイレは、法的に保護される正統な利益に対する侵害に新しい積極的な役割を付与している。つまり、法的に保護される正統な利益に対する侵害は、特定の法主体に対する影響とは関わりなく、民事責任法上賠償の対象となる損害として承認されるという⁴⁴。

では、純粋環境損害に関して、「法」とは何か。おそらくは、環境の保護に関する法規、環境 (法) の諸原則、環境に関わる慣習法など環境に関わるすべての規範ということになるのではないかと考えられる⁴⁵。

⁴² *Ibid.*, n°623.

⁴³ 詳しくは、中田裕康「侵害された利益の正当性—フランス民事責任論からの示唆—」一橋大学法学部創立50周年記念論文集刊行会『変動期における法と国際関係』有斐閣 (2001) 337頁以下を参照。

⁴⁴ L.Neyret, *op.cit.* (supra note1), n°623.

⁴⁵ V. *Ibid.*, n°321 et s., notamment n°335 et s., aussi, n°649 et s., notamment n°670 et s., n°691, n°699 et n°701 et s. なお、フランスでは環境憲章3条、4条及び5条や環境法典L.110-1条に未然防止原則、予防原則や汚染者負担原則のような環境法上の諸原則が明文で定められている。環境に関する諸原則の有する規範性については v. M.Boutonnet, «L'accueil des principes environnementaux en droit de la responsabilité civile», in *La responsabilité environnement: prévention, imputation, réparation*, Dalloz, 2009, (dir.) C.Cans, préface de G. Viney, pp.69 et s.; aussi, M.Boutonnet «La force normative des principes environnementaux, entre droit de l'environnement et théorie général

このように、客観的損害を新たな損害のカテゴリとして承認することの帰結は、損害の脱人格化⁴⁶である⁴⁷。つまり、これによって、民事責任法上賠償の対象となる損害の中に、属人性を有しない、つまり人（法主体）から独立した損害のカテゴリが新たに設けられることになる。

（２）客観的損害を承認するための論理

以上のように、ネイレは、客観的損害という新たな損害の範疇を民事責任法において承認する必要性を主張する。しかし、伝統的には、特定の法主体に帰属する主観的な利益の保護を使命としてきた民事責任法の枠組みの中に、客観的損害を組込むことは可能であろうか。ネイレは、19世紀後半から現在に至る民事責任法の客観化の傾向（①）は、損害についても既にみられること（②）、およびこのような民事責任法の客観化の背景となっていると考えられる民事責任法、特に損害概念の普遍性、柔軟さ（③）を理由として、客観的損害の民事責任法への組込みの正当化を試みている。

①民事責任法の客観化⁴⁸

伝統的な学説は、民事責任の成立のためには、損害、フォート、損害とフォートの間の因果関係の存在が証明されなければならないとしてきた⁴⁹。一般的な説明によると、フォートとは、「違法であると同時に帰責

du droit», in *La force normative Naissance d'un concept*, (dir.) C.Thibierge, LGDJ, 2009, pp.479 et s.

⁴⁶ V.M.Mekki, op.cit. (supra note21), n°7 (418頁)。

⁴⁷ O.Berg, op.cit. (supra note35), pp.68 et s. は、狭義の集团的利益の侵害（たとえば、社会的な価値ないし主義、理想、高次の原則、経済的、社会的ないし政治的目的（無体的集团的利益（*intérêt collectif incorporel*））に対する侵害、あるいは共同物（有体的集团的利益（*intérêt collectif corporel*））に対する侵害）を、純粋な客観的損害とよぶ。これと対照される部分的な客観的損害については、後掲・注（65）。

⁴⁸ 淡路剛久「不法行為責任の客観化と被害者の権利の拡大—日仏比較法の視点から—」立教73号（2007）1頁以下を参照。

⁴⁹ フランス民事責任法におけるフォートに関して詳しくは、野田良之「フラ

性を有する作為または不作為の存在を意味する」⁵⁰。つまりフォートは、違法性、すなわち権利侵害ないし義務・債務に対する違反の結果という客観的要素⁵¹と、帰責性ないし有責性⁵²、すなわち「自らの行為の射程を理解しかつその結果を引受けるべき行為者の心理的態度」という主観的要素⁵³から構成されているのである⁵⁴。

しかしながら、日本においても既に紹介されているように⁵⁵、フランスにおいては、19世紀末から20世紀の初頭にかけて、社会の工業化に伴い、交通事故や労働災害のような事故類型が、民事責任の発動する場面において大きな位置を占めるようになった。伝統的なフォートを要件とする民事責任法は、この事故類型の増大という社会の現実に対して、適合しないものであった。このような社会のあり方の変化を背景として、民事責任法の領域においては、フォートの概念が客観化し⁵⁶、またフォー

ンス民法における *faute* の概念」川島武宜編集代表『我妻先生還暦記念 損害賠償責任の研究 上』（1957）109頁以下、飛世昭裕「フランス私法学における『フォート』概念の成立（一）」北法41巻5・6号（1991）531頁、新関輝夫「フランス不法行為におけるフォート概念の変容」淡路剛久他編『森島昭夫教授還暦記念論文集 不法行為法の現代的課題と展開』（1995）65頁以下、山口俊夫『概説フランス法 下』東京大学出版会（2004）164頁以下、廣峰正子「フランス民事責任におけるフォート概念の存在意義」立命323号（2009）18頁以下などを参照。

⁵⁰ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°595, v.aussi, G.Viney et P.Jourdain, *Traité de droit civil, Les condition de la responsabilité*, 3^eéd., LGDJ, 2006, n°442.

⁵¹ G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note50), n°442 et n°443.

⁵² *Ibid.*, n°444.

⁵³ *Ibid.*, n°442.

⁵⁴ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°595.

⁵⁵ たとえば、淡路剛久『不法行為法における権利保障と損害の評価』有斐閣（1984）18頁以下。

⁵⁶ フォートの客観化については、新関・前掲注（49）65頁以下、廣峰・前掲注（49）26頁以下。その他フォートの客観化について因果関係の観点から検討している文献として、高畑順子「フォートから因果関係へーフランス民事責任法の一考察」法と政治34巻2号（1983）163頁以下（特に183頁以下、209頁以下）、瀬川信久「不法行為一因果関係概念の展開」北村一郎編『フランス民法典の200年』有斐閣（2006）333頁以下。

トなき責任⁵⁷が承認されるようになってきたといわれる。つまり古典的なフォートに基づく主観的な民事責任法から客観的な民事責任法へ、という流れがみられるのである⁵⁸。

このようにフランスの学説は、民事責任の領域を、フォートを基礎とし制裁を目的とする個別的・主観的な領域から、リスクと補償を基礎とし賠償（損害の回復）を目的とする社会的な領域へと導き、民事責任の客観化を推進してきたのである。このような民事責任の客観化は、判例に引継がれ、また立法によって推進された⁵⁹。この現代における民事責任法の客観化は、損害の客観化を承認する根拠の一つとして挙げられる。

②損害の客観化

上で述べたような民事責任の客観化という方向性は、損害についても既に現れている。つまり、かつては賠償の対象となる損害の要件の一つであるとされていた「法的に保護される正統な利益の侵害」という要件が判例によって放棄されたことによる損害の定義の客観化（ア.）、精神的（無形）損害の評価の客観化（イ.）、損害が賠償の対象となるための主観的要件の緩和（ウ.）は、損害概念の客観化傾向を示すものである。

ア. 損害の定義の客観化

まず、損害の客観化は、法的に保護される正当な利益に対する侵害という要件の放棄によってもたらされた。この要件について特に問題となったのは、交通死亡事故の場合に、直接被害者と内縁関係にあった生存配偶者が、加害者に対して損害賠償を請求することができるかどうかである。

この要件については、二つの意味が考えられる。まず、損害は、主観

⁵⁷ フォートなき責任については、淡路・前掲注（48）4頁以下。V.F.Chabas, «Cent ans d'application de l'article 1384», Resp. civ. et assur., hors-série, 2001, pp.41 et s. 民事責任においてフォートとリスクという二つの根拠を組み合わせることを試みるスタルクの保証理論については、淡路・前掲注（55）を参照。

⁵⁸ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n^o591 et s.

⁵⁹ *Ibid.*, n^o593.

の権利の侵害であり、権利を有しない者からの損害賠償請求は排斥される、という意味である⁶⁰。もう一つは、違法な、あるいは道徳に反する状況にある者に生じた損害は賠償の対象とならないという意味である⁶¹。ここで、ネイレが、損害の定義の客観化との関係で問題とするのは、第一の意味である。上記の例でいうと、内縁配偶者は、扶養請求権という主観的権利を有しないので、加害者に対して損害賠償請求をすることができないかのではないか、という観点から法的に保護される正統な利益の侵害という要件の具備が問われることになる。もっとも、1970年に破毀院は、上記のような内縁配偶者からの損害賠償請求の事案において、法的に保護される正統な利益の侵害という要件を放棄したといわれる⁶²。その結果、現在では、民事責任法における損害は、主観的権利の侵害である必要はなく、なんらかの利益に対する侵害で足りると理解されている⁶³。ネイレによると、判例において、このように主観的権利の侵害に関わる要件である「正統性（法律上保護される正統な利益に対する侵害）」が問われなくなっていることは、損害の性格の客観化の方向性を示すものであるという⁶⁴。

イ. 損害の評価の客観化

ついで、精神的（無形）損害の評価の客観化を指摘することができる。これは、具体的には、植物状態の被害者の精神的（無形）損害の賠償の承認として現れている⁶⁵。現在のフランスの判例及び大半の

⁶⁰ *Ibid.*, n°599 et s. 淡路・前掲注（55）27頁、中田・前掲注（43）340頁も参照。

⁶¹ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°606, v.aussi, P.Jourdain, «Le préjudice et la jurisprudence», Resp.civ. et assur., hors-série, juin, 2001, p.49, n°33.

⁶² 中田・前掲注（43）341頁を参照。

⁶³ V. G.Viney et P.Jourdain, op.cit. (supra note50), n°271 et s.

⁶⁴ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°602.

⁶⁵ ただし O.Berg, op.cit. (supra note35), pp.64 et s.によると、昏睡状態の被害者の精神的苦痛を損害と把握するのは、損害の評価ではなく、損害の存在を客観的に把握しようとするアプローチであるという。この見解によると、損害の評価の客観化とは、損害の存在の証明が被害者に要求されるが、損害の評価は当該被害者の主観的要素ではなく客観的な要素に基づいて（ないし客観的な要

学説によると、身体的な被害から生じる精神的（無形）損害は、被害者自身の苦痛の認識からは独立して評価されており、その結果、植物状態の被害者についても精神的（無形）無形損害の賠償が肯定されるという。そしてこのような考え方によると、損害の存在は、侵害事実自体のみから肯定され、その侵害によって、被害者自身が具体的にどのような影響を被ったのかということは問題とされないことになる⁶⁶。

ウ．損害が賠償の対象となるための主観的要件の緩和

民事責任法において損害が賠償の対象となるために備えなければならないとされている諸要件の中で、侵害された利益の正統性と損害の属人性は主観的な要件であるといわれる。しかし、現在では、この両要件の具備が厳格に要求されてはいないと指摘されている。

侵害された利益の正統性という要件については、既に上記ア．において見たように、二つの意味を考えることができる。ここでは、二つ目の意味、つまり、違法な、あるいは道徳に反する状況にある者に生じた損害は賠償の対象とならないという意味が問題となる⁶⁷。この点について、ネイレは、直接被害者と姦通関係にある配偶者あるいは同性の内縁配偶者による損害賠償請求、あるいは不正な状況にある被害者による損害賠償請求においても、この要件がもはやその損害が賠償の対象となると認めることの障害とはなっていないことを指摘する⁶⁸。

損害の属人性についても、少なくとも訴えの属人的利益という手続きの次元においては、集団的損害あるいは間接被害者からの損害賠償請求が広く認められるようになってきており、「個人的」な、あるいは「被害者自身の」という意味において、損害の属人性要件は緩和されてきて

素を考慮して）行われる場合をいう（部分的客観的損害）。例としては、精神的苦痛の評価に公的な計算表を用いられる場合、あるいは生活の享受に関する損害（*préjudice d'agrément*）について、標準的な人を基準として評価することが挙げられる。

⁶⁶ L.Neyret, op.cit. (supra notel), n°603.

⁶⁷ 詳しくは、中田・前掲注（43）340頁、342頁以下を参照。

⁶⁸ L.Neyret, op.cit. (supra notel), n° 606. V. P.Jourdain, op.cit. (supra note61), n°33.

いる⁶⁹。

ネイレによると、このような損害の客観化の傾向は、以下にみるように、社会の必要に応じて変容を遂げてきたフランス民事責任法、そして損害概念の柔軟さを反映するものであるという⁷⁰。

③民事責任の普遍性と時代による変遷—損害概念の柔軟性

損害の客観化の正当化根拠としては、さらに、民事責任法がその時代ごとに普遍性を備えていたことも挙げられる。

まず、民法典に影響を与えたドマの見解や民法典1382条の立法過程に関する研究⁷¹によると、1382条における損害がその時代におけるあらゆる種類の損害を念頭においていたことがうかがわれる⁷²。つまり、損害とは、柔軟な可塑性を有する概念なのであって、社会の変化に応じて変容しうるのである。確かに、民法典制定の時代には、純粹環境損害は問題とされていなかった。けれども、それは時代的な制約にすぎず、純粹環境損害のような人に帰属しない損害が、現代においても損害の範疇から排除されなければならないということを意味するものではない⁷³。トートロジー的な説明ではあるが、この観点からは、現代フランス法において純粹環境損害—客観的損害の一類型—が保護されるべき損害として認識されてきていること自体に、損害概念が人に対する影響を離れて現代の変容—つまり客観化—を遂げることの必要性が見出されることになる⁷⁴。

⁶⁹ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°605 et s. 損害の正統性と属人性を実体法上の損害ではなく訴えの利益の要件であると理解する見解であるが、現代における両要件の後退を「損害の主観的性格の溶解」と表現するものとして、L.Cadiet, «Les métamorphoses du préjudice», in *Les métamorphoses de la responsabilité*, Sixièmes Journées René Savatier, PUF, 1997, pp.40 et s.

⁷⁰ V. L.Neyret, op.cit. (supra note1), n° 609.

⁷¹ G.Viney, *Introduction à la responsabilité*, 3^eéd., LGDJ, 2008, n°14.

⁷² L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°618. 民事責任法の普遍的な性格については、G.Viney, op.cit. (supra note71), n°14.

⁷³ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°618.

⁷⁴ *Ibid.*, n°612 et s.

（３）「環境への権利」の立場からの批判

純粹環境損害の賠償を実体法上正当化するために、賠償の対象となる損害として新たに客観的損害という範疇を確立しようとする見解に対しては、「環境への権利」構成（後述、（３））に基づいて純粹環境損害に対処しようとする立場から、いくつかの批判がなされている。たとえば、客観的損害が裁判所に認められるかどうかは未だ未確定であること（①）、客観的損害には、他の領域で予定外の用いられ方をする可能性があること（②）、そもそも環境への侵害について民事責任に関する普通法は不適合であること（③）などである。

①客観的損害の承認可能性

まず、近時裁判所が非営利社団の裁判所へのアクセスの要件を緩和し、民事責任法に基づき、純粹環境損害の賠償を認めているのは確かであるが、それらの判決は、裁判官が主観的損害の要請を完全に無視することができないとしており、不確定性を有するという指摘がある。つまり、客観的損害概念は、判例上確立しているとはいえない、という批判である⁷⁵。もっとも、これは客観的損害という理論構成自体に向けられた批判ではない。

②客観的損害がパンドラの箱となる可能性

次に、客観的損害には一種のパンドラの箱となるおそれがあるという指摘がある。つまり、客観的損害という範疇を一般的に認めるならば、その適用は、純粹環境損害の場面に限定されないことになる。したがって、この概念は、本来の目的であった環境侵害の救済以外の領域（例えば競争法）にも「災害」を及ぼしうる、という⁷⁶。

もっとも、客観的損害が環境侵害以外の場面でも機能することを「災

⁷⁵ V.Rebeyrol, «Le droit à l'environnement comme nouveau fondement de la réparation des dommages environnement», in *La responsabilité environnementale: prévention, imputation, réparation*, (dir.) C.Cans, Dalloz, 2009, p.62.

⁷⁶ *Ibid.*, p.62.

害」とよぶかどうかについては、評価が分かれるであろう⁷⁷。つまり、見方を変えれば、客観的損害が他の領域においても応用可能な理論構成である点は、客観的損害構成の長所としてとらえられることになる⁷⁸。

③純粋環境損害と民事責任法の不適合性

以上の点とは異なり、環境への侵害に対して民事責任に関する普通法が適合的でないという批判は重要である。まず、客観的損害構成は、環境への侵害に対して、民事責任法の枠組みの中で対処をはかろうとするものであるから、この構成によると、損害の存在に加え、汚染者のフォートなど民事責任成立の他の要件も立証することが必要とされる。しかし、この点の立証は容易ではない。また、民事責任に基づく救済手段としては、金銭賠償が認められているけれども、金銭賠償は環境損害の賠償に適しないという⁷⁹。

3 私法上の「環境への権利」

私法上の環境への権利 (*droit à l'environnement*) については、既に1970年代から主張されているが⁸⁰、ここでは、ごく最近の学説として、ルベイロル⁸¹の見解を取り上げる。

⁷⁷ 日本においては、人に帰属しない利益の侵害について競争法と環境法の領域を平行な関係にあるものとして扱う研究も存する。このような観点からの共同研究の成果として、たとえば、吉田克己編著『競争秩序と公私協働』北海道大学出版会（2011）、同『環境秩序と公私協働』北海道大学出版会（2011）がある（特に両書の「はしがき」（吉田克己執筆）を参照）。

⁷⁸ たとえば、O.Berg, op.cit. (supra note35), pp.69 et s. は、客観的損害が機能しうる場面として、種々の差別や平等原則違反、あるいは障害者・消費者の保護、競争市場の組織、純粋環境損害などを挙げている。

⁷⁹ V.Rebeyrol, «Où en est la réparation du préjudice écologique?», D., 2010, p.185, n°6. 拙稿「フランス民事責任法における環境自体に生じた損害（純粋環境損害）の救済手段について」早誌60巻2号222頁以下。

⁸⁰ G.J.Martin, *De la responsabilité civile pour fait de pollution au droit à l'environnement*, thèse Nice, 1976.

⁸¹ V.Rebeyrol, op.cit. (supra note75); V.Rebeyrol, *L'affirmation d'un « droit à l'environnement » et la réparation des dommages environnementaux*, Préface de

ルベイロルの見解

ルベイロルは、純粹環境損害は、属人的損害の存在を必要とする民事責任法には適合しないので、民事責任の外で、環境への権利の侵害として構成することによって救済の対象とすべきであるという⁸²。

ルベイロルによると、損害の属人性は、民事責任の場面に限定された実体法上の要件であって、訴えの利益の要件とは区別されるべきものである⁸³。そして、民事責任法上、損害の属人性には二つの意味がある。一つの意味は、法主体は、自分自身または自分の財に生じた損害についてしか賠償を請求できないので、第三者の財については侵害の差止めや賠償の請求を行えない、ということである⁸⁴。

もう一つは、民事責任は、ある法主体（sujet de droit）についてその人自身（personne）あるいはその財（biens）に対する侵害から生じた損害のみを賠償の対象としているということを意味する。したがって誰にも割当てられていない、誰の財産（patrimoine）の中にも入れられていない物（choses）に生じた損害は、民事責任の保護の領域から排除される⁸⁵。誰にも割当てられていない物とは、「大気や水のような、すべての人に帰属している」共同物（*res communes*, choses communes⁸⁶、民法

G.Viney, Defrenois, 2010 (ci-après: V.Rebeyrol [2010]).

⁸² 環境侵害を介して個人に損害が及ぶ場面も念頭に置いているが（V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra note81), n°115 et s.）、以下では、純粹環境損害の賠償に関わる点のみを扱う。

⁸³ V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra note81), n°284.

⁸⁴ *Ibid.*, n°286.

⁸⁵ Biens, patrimoine および choses の各概念については、原恵美「信用の担保たる財産に関する基礎的考察—フランスにおけるパトリモワース (patrimoine) の解明」法学政治学論究63号（2004）357頁以下、同「フランスにおけるパトリモワース論の原型—オブリ＝ローの理論の分析—」法学政治学論究69号（2006）357頁以下、片山直也「財産—bien および patrimoine」北村一郎編『フランス民法典の200年』有斐閣（2006）177頁以下、大村敦志『フランス民法—日本における研究状況—』信山社（2010）134頁以下、横山美夏「フランスにおける所有（propriété）概念—財産と所有に関する序論的考察—」新世代法政策学研究12号（2011）257頁以下などを参照。

⁸⁶ 共同物に関しては、V. Marie-Alice Chardeaux, *Les choses communes*, préface

典714条)と、「野生の動物のような、誰かに割当てられるまでは誰にも属していない」無主物 (*res nullius*) とからなる⁸⁷。

これら損害の属人性の二つの意義は、ともに、民事責任法の枠組みの中で純粹環境損害の賠償を行うことの障害となる。たとえば、誰かの土地が汚染されたけれども、当該土地の占有者・所有者が汚染に無関心である場合、あるいは土地の所有者自身が自分の土地を汚染したり、自己の土地に存在する生態系を破壊している場合に、第三者が土地の所有者や占有者に対して民事責任に基づいて侵害の差止め等を請求することはできない⁸⁸。また、純粹環境損害は、定義上、人に割当てられていない、あるいは割当てられることのできない自然の構成要素に生じた損害であるから、伝統的な民事責任法においては保護の対象とされないのである⁸⁹。

このように、ルベイロルによると、純粹環境損害の救済に関して民事責任法は適合しない。しかしながら、以下で説明するように、環境への権利という構成によるならば、私法上純粹環境損害の救済が可能となるという。

①環境への権利とは何か

まず最初に、環境への権利とはどのような権利であるのかを明らかにしなければならない。ルベイロルは、権利の対象(ア.)、権利の内容(イ.)及び権利の名義人(ウ.)という観点から、環境への権利の概念を説明している。

ア. 環境への権利の対象

de G.Loiseau, LGDJ, 2006. 特に、共同物と純粹環境損害の賠償との関係については、*Ibid.*, n°325 et s.

⁸⁷ V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra note81), n°288. 共同物と無主物については、横山・前掲注(85) 262頁以下を参照。V.aussi, P.Berlioz, *La notion de bien*, préface de L.Aynès, LGDJ, 2007, n°114 et s, n°122 et s.

⁸⁸ V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra note81), n°286. V. L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°542.

⁸⁹ V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra note81), n°288.

環境への権利の対象は、環境である⁹⁰。もっとも、問題は、環境の意味である。環境という言葉の定義の仕方は、論者によって異なっており⁹¹、したがって、まずこの見解における「環境」の定義を明らかにしなければならない。ルベイロルは、環境とは、環境財 (biens-environnement) = 水、大気、土壌 (ないし自然資源) 及び自然 (nature) を構成する諸要素 (動物相、植物相、生物多様性) であると定義する。彼によると、環境法典 L.110-1条における環境の定義⁹²もこのような立場に立つものであるという⁹³。

イ．環境への権利の内容

次に、環境への権利の内容を明らかにしなければならない。環境への権利は、環境「～への (à)」権利であって、環境に「関する (sur)」権利ではない⁹⁴。環境への権利とは、「環境の保護・保全・改良に対する資

⁹⁰ *Ibid.*, n°43.

⁹¹ ルベイロルは、「環境」の定義に関する学説を定義の厳格さの点から３つに分けている。もっとも厳格な考え方をとる学説は、環境権の対象を環境財 (biens-environnement) = 水、大気に限定する (Ex., G.J.Martin, op.cit. (supra note80), n°101 et s. なお、水や大気は、伝統的には、私的割当ての対象とならず、他人の利用を妨げないという条件の下で誰もが利用できる共同物と理解されてきた。しかし、他人の利用を妨げるような汚染を伴う共同物の経済的な利用は、共同物を自己に割当てられた財 (biens) とする行為である。このような観点から、環境は環境財としてとらえられることになる (V., *Ibid.*))。これに対し、中間的な立場に立つ見解は、これよりも生態学的な考え方をとる。本文中のルベイロルの見解がこれにあたる。さらに、環境を拡張的に理解する立場は、環境を「(自然環境以外も含む) 人を取り巻くもの」ととらえる。この考え方においては、文化的環境 (歴史遺産など) も環境のうちに含まれる。都市計画に関する問題についても環境問題として扱われる (以上の環境の定義については、V.Rebeyrol [2010], op.cit. (supra note81), n°45 et s.)。

⁹² 環境法典 L.110-1条 I. 「自然空間、自然資源及び自然環境、景勝及び景観、空気の質、動物及び植物の種、多様性、及びそれらが関わりあっている生物学的均衡は国民の共同財産の一部を構成する。」

⁹³ V.Rebeyrol, op.cit. (supra note75), p.58; V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra note81), n°56.

⁹⁴ V.Rebeyrol, op.cit (supra note75), p.58; V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra

格を有する者 (titulaire) の権利」を意味する⁹⁵。そして、そのような資格を備えた者には、手続的な次元と実体的な次元の二つの次元でそれぞれ特権 (prérogatives) が与えられる。

その特権とは、手続的には、環境に関する、情報⁹⁶・参加⁹⁷・裁判所へのアクセス⁹⁸に対する権利である。実体的な次元では、環境に対する侵害があった場合に、侵害の差止め・原状回復を求めて裁判所に対し直接的に訴えを提起する権利である。後者は、すべての主観的権利に備わっている権利の不可侵性 (inviolabilité)・請求可能性 (exigibilité) のあらわれである⁹⁹。

ウ. 環境への権利の名義人

最後に、この権利について資格を有する者は誰かが問題となる。この点については、人間中心主義と環境中心主義、個人主義と集団主義の観点から検討がなされう。

まず、人間中心主義と環境中心主義という観点においては、ルベイロルは、環境への権利の資格者は人であって自然自体ではないという人間中心主義的な見解をとる。つまり、ルベイロルは、環境侵害の場合に、自然に法主体性を付与することを目指す、いわゆる自然の権利¹⁰⁰という

note81), n°57. なお J.Morand-Deville, *Le droit de l'environnement*, PUF, 2010, p.6には、「1789年の権利宣言における抽象的権利」(「～の (de)」権利)、「1946年憲法前文の経済的・社会的な債権的権利」(「～への (à)」権利)および現代の「より普遍的な連帯の権利」(「～のための (pour)」権利)という人権の系譜が示されている。フランス法におけるいわゆる「～への権利」について詳しくは、V.M.Pichard, *Le droit à, Étude de législation française*, préface de M.Gobert, Economica, 2006. 私法における～への権利概念の有用性については、n°387 et s. 特に環境侵害の場合については、n°410 et s.

⁹⁵ V.Rebeyrol, op.cit (supra note75), p.59; V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra note81), n°57.

⁹⁶ V.Rebeyrol [2010], op.cit (supra note81), n°59 et s.

⁹⁷ *Ibid.*, n°61 et s.

⁹⁸ *Ibid.*, n°64 et s.

⁹⁹ V.Rebeyrol, op.cit (supra note75), pp.58 et s.

¹⁰⁰ 環境侵害の場合に、自然ないし自然の構成要素自体に法的な権利を付与す

考え方を否定している。環境中心主義は、哲学的には興味深いとしても、法の次元においては、成り立たない。法的な次元では、環境は、環境への権利の客体であって、主体ではないのである¹⁰¹。

次に、環境への権利は、個人的（個別的）な権利なのか集団的な権利なのかが問題となる。ルベイロルは、環境への権利は、現在のフランス法では個人の権利であるとしつつも、自然人か法人を問わず、すべての法主体に認められるべきであるという。また、権利が個別的であることは、権利の行使も個別的でなければならないということを意味するのではない^{102 103}。

②「環境への権利」構成の長所

上記のように、ルベイロルの主張する環境への権利は、自然人・法人を問わずすべての法主体に認められるべき、環境（環境財（biens-environnement）＝水、大気、土壌（ないし自然資源）及び自然を構成する諸要素（動物相、植物相、生物多様性））の保護・保全・改良に対する権利である。このような環境への権利は、具体的には、手続的な次元では、環境に関する情報・参加・司法アクセスに対する権利として、実体的な次元では、環境に対する侵害の差止め・原状回復を求めて裁判所に対し直接的に訴えを提起する権利として現れることになる。ルベイロルによると、この環境への権利構成は、立証の容易さ（ア.）と解決の均衡（イ.）の点で、民事責任法に基づく環境損害の賠償という構成よりも優れているという。

べきとする主張である。（拙稿・前掲注（14）462頁、468頁及びそこで引用している文献を参照）。

¹⁰¹ V.Rebeyrol [2010], op.cit. (supra note81), n°87.

¹⁰² *Ibid*, n°101 et V.Rebeyrol, op.cit. (supra note75), p.59.

¹⁰³ なお、環境への権利の尊重を義務付けられる、消極的主体は、国、公的機関、私的な法主体すべてであるとされる。環境への権利の手続的な内容については、その性質ゆえに公的機関のみが消極的主体となるが、実体的な内容については、すべての法主体が環境への権利の能動的主体であると同時に消極的主体でもあるという（V.Reveyrol [2010], op.cit. (supra note81), n°102 et s., notamment, n°109）。

ア. 立証の容易さ

民事責任構成に基づいて環境損害の賠償を請求するためには、責任を生じさせる行為（所為）（fait générateur de responsabilité）の証明が要請される。つまり、被害者（原告）は、環境汚染の原因とそれが被告に帰責されること（フォートや製品の瑕疵の存在など）を証明する必要がある。これに対し、環境への権利構成では、単なる環境の悪化という事実の証明しか義務付けられない。ルベイロルによると、環境の悪化が被告に帰責されることの証明は困難であるのに対し、環境への権利の侵害の証明は、比較的容易であるという¹⁰⁴。

また、賠償の対象となる損害の証明については、民事責任構成では、賠償の対象となる損害、つまり、直接的、確実かつ属人的損害の証明が必要である。具体的には、被害者は、これらの要請から a. 訴えの利益が存在すること（被害者自身が賠償を請求している侵害を属人的に被ったということ）と、b. この侵害が、被害者に、身体的、経済的ないし精神的（無形）の影響を及ぼしたことの証明が課される¹⁰⁵。

これに対し、環境への権利構成では、上記 a. b. とも不要である。なぜなら、まず、環境への権利構成では、すべての法主体が環境への権利の名義人となるため、汚染者は、原告に訴えを提起する利益がないと主張できない。このことは、純粋環境損害の場合であっても同様である。汚染が、原告の身体や財産を直接侵害しない場合であっても、あらゆる環境への侵害が、当該原告の主観的権利の一つである環境への権利の侵害を構成するからである。このようにして、環境への権利は民衆訴権（action populaire）への道を開くのである¹⁰⁶。

¹⁰⁴ V.Rebeyrol, op.cit. (supra note75), pp.60 et s.

¹⁰⁵ *Ibid.*, pp.61 et s.

¹⁰⁶ V.Rebeyrol [2010], op.cit. (supra note82), n^{os}295 et s. 民衆訴権とは、一般的には、「直接的かつ属人的な利益がなくとも、すべての者がある規範の侵害について〔裁判所に〕サンクションさせることができる」訴えであると定義される。しかし、環境への権利の侵害の場合は、すべての人に訴えの利益が認められるので、環境への権利に関する民衆訴権は、自らを取り巻く環境に直接的な侵害がなくとも、「環境、基本的な自然の均衡に対する侵害を援用するすべての個人によって行使されることができる訴え」と定義されることになる

要するに、民事責任は、侵害そのものだけでは機能しない。つまり、損害、フォート、さらに損害とフォートの間の因果関係などの立証を発動の要件とする。これに対し、主観的権利の侵害に対するサンクションは、権利主体に対する影響とは独立に、権利侵害の確認のみで機能しうる¹⁰⁷。したがって、環境への権利構成は、立証に関して、原告の負担を軽減する理論構成であるといえる。

イ．解決の均衡

さらに、解決の均衡という観点からも、環境への権利構成は、民事責任構成と比べて、均衡のとれた解決をもたらすことができるとルベイロルは主張する。解決の均衡に関する環境への権利構成の利点は、急速審理手続においても、事実審裁判官の下においても認められる。

（ア．）急速審理手続（レフェレ）において

民事訴訟法典809条¹⁰⁸は、大審裁判所長は、急速審理手続において、

(*Ibid*, n°295)。

¹⁰⁷ 破毀院は、私生活の尊重への権利や肖像権の侵害について、侵害の存在を確認しただけで、直ちに賠償を認めている。たとえば、破毀院第1民事部1996年11月5日判決(Civ.1^{re}, 5 nov.1996, *Bull.civ.* I, n°378.)である。この事件では、私生活及び肖像権の侵害について被告に賠償を命じた原審に対して、民法典9条は、私生活に対する侵害の被害者に、侵害の予防・差止めのための訴権を与えているけれども、被害者が実際に被った損害の賠償は、1382条の要件（損害、損害とフォートとの間の因果関係）の証明の下におかれている、にもかかわらず、原審は、これら二つの条文の不可欠の結合を無視した、と主張して被告が破毀を申し立てた。これに対し、破毀院第1民事部は「民法典9条によると、私生活に対する侵害の確認だけで、賠償の権利が認められる。」と述べて原審を支持した。最近の判例として、V.aussi, Civ.2^e, 18 mars 2004, *Bull.civ.* II, n°135; Civ.2^e, 18 mars 2004, *Bull.civ.* II, n°137; Civ.1^{re}, 5 juill.2006, *Bull.civ.* I, n°362.

¹⁰⁸ 民事訴訟法典809条「〔大審裁判所〕所長は、重大な争いが存在する場合であっても、差し迫った損害(dommage imminent)を予防するためであれ、明らかに違法な妨害(trouble manifestement illicite)を差止めさせるためであれ、必要とされる保全又は原状回復の措置を、急速審理手続きにおいて、いつでも命

保全又は原状回復措置を命じることができると定めている。破毀院によると、同条に基づいて命じられる措置は裁判官の自由な選択によるとされる。しかし、ルベイロルによるとこの選択権は、少なくとも確認された妨害が差止め可能である場合に、裁判官が差止め措置を命じることを拒否することを認めるものではないという。この点において、環境に対する侵害の場合に民事訴訟法典809条に基づく措置が認められる必要性は大きい。

この措置を命じるためには、法文上、差し迫った損害の存在か違法な妨害の証明が要求される。もっとも、ルベイロルによると、実際には、ほぼすべての場合において、汚染者の違法な行為について証明が要求されており、そしてこの違法性の証明は容易ではない。しかしながら、このような急速審理手続きにおける証明上の困難は、環境への権利の承認によって回避することができる。環境への「権利」の侵害は、生じている妨害が違法性を有していることを示すからである。

したがって、ルベイロルによると、環境への権利は、急速審理裁判官に対する被害者のアクセスを容易にし、速やかな侵害の差止め等を可能とするのである¹⁰⁹。

(イ.) 本案の裁判官 (juge principal) の下において

環境への権利を承認することは、本案の裁判官の下でも適切な解決をもたらす。なぜなら、民事責任の場合には、賠償方法の選択は事実審裁判官によるため、金銭賠償が選択される可能性があるけれども、主観的権利への侵害が問題とされる場合には、裁判官は、侵害の差止め・原状回復の言渡しを強制される。つまり、主観的権利に対する侵害を基礎とする訴えに対しては、裁判官は金銭賠償を選択する自由を有しないのである。

ルベイロルによると、主観的権利の侵害の場合、裁判官がその妨害の差止めを命じることを義務づけられることは、違法建築 (constructions irrégulières) に関する破毀院の判例において確立している。破毀院は、

じることができる。」

¹⁰⁹ V.Rebeyrol, op.cit. (supra note75), pp.65 et s.

第三者の物権（所有権・地役権）を侵害して建設された建築物について、裁判所は取壊しを命じることを義務づけられ、金銭賠償を命じることはできないとしているからである¹¹⁰。

以上のように、環境への権利が承認されるならば、環境への侵害の場合に、裁判官は侵害の差止めと原状回復を命じることを義務づけられる。つまり、金銭賠償を選択することはできないのである^{111 112}。

③ 「環境への権利」に対する批判

以上のルベイロルの見解のような環境への権利構成に対しては、純粹環境損害を集团的損害と理解する立場や客観的損害と性質決定する見解から批判がなされている。環境への権利構成に対する批判は、立法の関与なく環境への権利を承認することは困難であること（ア.）、およびフランスにおける「権利」の理解と純粹環境損害の性質の適合性（イ.）に関わる。

¹¹⁰ たとえば、破毀院第1民事部1962年7月10日判決は、隣地にはみ出して建設が行われた場合について、当該はみ出しは善意（bonne foi）で行われており、建物の取壊しを命じることはできないとして被告に損害賠償の支払いを命じた原判決を破毀した。隣地へのはみ出しは、所有権（droit de propriété）の侵害を構成するのであり、同意または法律の規定によらなければ所有権を奪うことはできないからである（Civ.1^{er}, 10 juill.1962, *Bull.civ.* I, n°359）。同様に、破毀院第3民事部1983年12月19日判決は、隣地にはみ出して建築された建物について、隣地へのはみ出しが善意で行われた場合であっても、取壊しの請求を排斥し、損害賠償を命じることはできないとした（Civ.3^e, 19 déc.1983, *Bull.civ.* III, n°269）。さらに、同様の見解をとる最近の判例として、V.Civ.3^e, 14 déc. 2005, *Bull.civ.* III, n°248。

¹¹¹ V.Rebeyrol, op.cit. (supra note75), pp.66 et s.

¹¹² この考え方は、近時主張されている *dommage*（侵害の事実；被害）と *préjudice*（法的な次元での損害）とを区別する考え方とも対応するものである。つまり、侵害（atteinte）の事実、つまり *dommage* は、回復措置によって賠償されるのに対し、侵害の影響（répercussions de atteinte）である *préjudice* は、単なる金銭賠償によっても賠償されうするという（V.Rebeyrol, op.cit. (supra note75), pp.67 et s.）。

ア．環境への権利の確立の困難さ

まず、現在のフランス法においては、そもそも私法上効力を有する概念として環境への権利を承認することはできないのではないかという指摘がなされている¹¹³。それによると、確かに、今日、フランス環境憲章1条（これは憲法前文によって規定されており、憲法的価値を有する）は、「各人は均衡が保たれ、かつ、健康が尊重されている環境において生きる権利を有する」と規定しているが、環境への権利の性格は明確ではなく、人格権侵害と同様には見ることができない。また、同憲章4条は「すべての人は、法律によって規定された要件にしたがって、自らが環境に生じさせた損害の賠償を負担しなければならない。」と規定しているが、今日までその要件は定められていない。したがって、フランス環境憲章から民事上の権利、すなわち、主観的権利（*droit subjectif*）を導くことは困難であるという¹¹⁴。

イ．純粋環境損害に対する環境への権利構成の適合性

さらに、立法によるならば、主観的権利に対する侵害という構成に基づいて純粋環境損害の救済をはかることは可能であるとしても¹¹⁵、環境への権利構成は、実効性や環境への侵害の性格と権利の概念の適合性という観点からみて問題があるという指摘がある¹¹⁶。権利の個別的な性格、時間的・空間的限定性と純粋環境損害の性格との関係という観点からの批判である。

まず、環境侵害の性格と権利の個別的な性格との関係という観点からの批判がある。それによると、権利は、個人主義的な考え方に立脚しており、「実体法によって担保される『個別的特権』」であり、「『個別的な利益』の保護」にその本質がある¹¹⁷。これに対して、環境に対する侵害は、

¹¹³ P. Jourdain, op.cit. (supra note34), n^{os}19 et 20.V.aussi, L.Neyret, op.cit. (supra note1), n^o448.

¹¹⁴ P. Jourdain, op.cit. (supra note34), n^{os}19 et 20.

¹¹⁵ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n^o613.

¹¹⁶ *Ibid.*, n^{os}443 et s.

¹¹⁷ *Ibid.*, n^o444.

集团的・拡散的な性格を有している。確かに、個人に対して環境への権利の名義人としての資格を付与することは理論的には不可能ではない。とはいえ、そのように考えたとしても、損害賠償の場面では、結局訴訟を提起した者自体に生じた個別損害を問題とせざるを得ない。しかし、個人のレベルでは、主観的権利の名義人に訴えの利益を認めることができないほど、損害は小さなものになってしまう¹¹⁸。

さらに、環境に対する侵害の時間的・空間的無限定性も権利構成には不適合であると指摘される。まず、権利は、時間的な観点から、現在ないし近い将来に限定される。身体の尊重へ権利（民法典16-1条以下）を例にとると、この権利の名義人に認められるのは、現に存在する身体の完全性に対する侵害に関する賠償や侵害の差止め等の措置（民法典1382条、16-2条）であって、まだ生まれていない将来的・潜在的な人の身体の完全性ではない¹¹⁹。これに対し、環境侵害の影響は、侵害行為から時間を隔てて発生することが珍しくない。実際に被害を受けるのは、将来の世代である場合もある。したがって、現在及び近い将来という一定の時間に限定される権利の概念は、環境に対する侵害とは親和性を有しないという¹²⁰。

第2節のまとめ

本節では、純粋環境損害の実体法上の性質に関する学説の提案、すなわち、実体法の次元における集团的損害構成、客観的損害構成及び環境への権利構成についてそれぞれ検討を行った。

実体法の次元における集团的損害構成と客観的損害構成はともに民事責任法の枠組みの中で純粋環境損害の賠償を承認する考え方である。前者は、集团的損害という伝統的な用語を用いる。しかし、次の点で、第1章でみた伝統的な集团的損害とは異なるものと考えるべきであろう。

¹¹⁸ *Ibid.*, n°444. もっとも上述のように、ルベイロルの見解においては、環境への権利の侵害の効果は侵害の差止めと原状回復に限定されている。

¹¹⁹ ただし、身体の尊重に対する権利は、死後の身体（遺体）には及ぶ（民法典16-1-1条、16-2条）。

¹²⁰ L.Neyret, *op.cit.* (supra note1), n°445.

まず、ここでは、集团的損害と手続の次元における集团的利益の問題（法人の訴え）とが区別される。この点はブランの学説やカタラ草案において特に明確である。また、伝統的な集团的利益が何らかの形で外延を觀念できる集団の利益（典型的には特定の職業の利益）を念頭に置いていたのに対し、ここでは社会全体に集团的に帰属するいわば「みんなの利益」に対する侵害が問題とされている。これに対し、客観的損害構成は、民事責任法に全く新しい損害の範疇を確立することを主張するものである。みんなに帰属するということと誰にも帰属しないということは、事実としては表裏の関係にあると考えられるが、理論的には区別される。ただし、純粹環境損害を損害の属人性の適用除外とし、手続上の訴権の担い手の存在を要件として、民事責任法において賠償の対象となる損害として承認する点には一致が見られる。

以上とは異なり、環境への権利構成は、民事責任の枠内で純粹環境損害の救済を図ることを否定する。この見解によれば、純粹環境損害は、民事責任ではなく、権利侵害の効果に基づいて救済される。この見解は、古典的な個人の利益の保護を目的とする民事責任法の構造を堅持するものといえる。もっとも、この見解自体は、伝統的な権利の概念に反するという批判を受けている。

このように、本節で検討したどの見解においても、純粹環境損害について私法の枠組みの中で救済を図るためには、損害ないし集团的損害(集团的利益)あるいは権利という民法上の重要な概念の変容が必要であることがうかがわれる。この点に関する議論は緒に就いたばかりであり、フランスにおいていずれの見解が支配的となるかはこれからの学説の展開を待たなければならない。

第3節 純粹環境損害の手続法上の性格

第1章第2節においてみたように、手続法上、訴えの受理性が認められるためには、訴えの利益か法律による訴えの資格付与が必要である(民事訴訟法典31条)。そして前者の訴えの利益については、属人的性格を備えていることが受理性の要件の一つとされている。

この属人的な訴えの利益という要件は、積極的には「人は、法に対する違反が自らの利益を侵害するものであり、かつ、訴えの結果から属人

的に利益をえることができる範囲内でしか裁判上訴えを提起することができない」、消極的には「人は、一般利益又は他人の利益を擁護するために訴権を行使することについて受理性を有しない」ということを意味するとされる¹²¹。つまり、訴えの利益が属人的であるということは、個別的な訴えの利益が存在するということである。

このように、訴えの利益の属人性を要求する伝統的な民事責任法のアプローチは、個別的モデルに立脚している。しかし、現代社会においては、純粹環境損害が問題となる場面を含め、様々な領域において、損害の量的あるいは質的集団化という現象がみられる（1）。個別的利益の保護を目的とする伝統的な民事訴訟制度は、この侵害の集団化という現象に対処する障害となる。たしかに、フランスにおいては、既に立法・判例において集団的利益の擁護を目的とした訴訟が環境保護を含む多くの領域で承認されてきている。しかしながら、現行の法制度には未だ不十分な点が残されていることも指摘されている（2）。以上を背景として、最近のフランスの学説は、環境に対する侵害の集団化という現象に対処するため、民事訴訟法における訴えの利益に関する考え方を刷新する新たな理論を提示している（3）。

1 被害・損害の集団化と訴えの利益の集団化の必要性

損害を被った主体（個人・法人）が、損害を生じさせた者に対して自ら損害賠償を請求するのが、伝統的な民事訴訟モデルにおける民事責任訴訟の原型である。しかしながら、環境に対する侵害の場合には、単一の侵害行為から非常に多くの人に損害が発生する場合、あるいは、環境に対する侵害があっても、社会全体あるいは人類といった大きな枠組みではともかく、個人のレベルでは法的に損害と評価できるほどの影響が生じていない場合など、損害の集団化（collectivisation）という現象がみられる。

これを法的な次元で手続の側面からみると、損害の集団化という現象の二つの態様に応じてそれぞれにふさわしい訴訟あり方を考える必要がある。一つは、量的な基準による集団化であり、もう一つは、質的な

¹²¹ *Ibid.*, n°479.

基準による集団的化の場合である。量的な基準の下での損害の集団化は、一つの損害を生じさせる行為から多数の被害者に損害が発生する、大量被害 (dommage de masse) に関わるものである¹²²。この場合は、侵害された利益は特定の法主体に帰属するものであり、発生した損害は主観的性格を備えている^{123 124}。この場合には、実体法の次元で個別的な損害が存在しているので、理論的には、損害を受けた個人が個別的な訴訟によって賠償請求することが可能である。しかし、被害者の多数性などが原因となって個別的な訴訟モデルでは不都合が生じうる¹²⁵。環境に対する侵害の場面では、たとえば、環境汚染によって人の生命身体に損害が生じる場合 (公害) や放射能汚染によって生じる遺伝子的な損害、水質汚染によって養殖されている貝が死んだ場合に生じる財産上の損害などがこれにあたる¹²⁶。

これに対し、質的な基準の下での損害の集団化は、利他的な利益 (intérêt altruiste)、大義 (grande cause)¹²⁷に対する侵害から生じる損

¹²² 大量損害については、*Ibid.*, n^{os} 484 et s. V. aussi, Anne Guégan-Lécuyer, *Dommages de masse et responsabilité civile*, préface de P.Jourdain, avant-propos de G.Viney, LGDJ, 2006, n^{os} 7 et s., notamment, n^o77. なお、同書は、純粋環境損害を、大量損害を未然に防止する道具概念として理解している (*Ibid.*, n^{os}90 et s.)。

¹²³ L.Neyret, *op.cit.* (supra note1), n^o480.

¹²⁴ なお、この類型の環境損害については、共同代理訴権に関するフランス環境法典 L1423条があるがあまり活用されていないといわれる (V. G.Viney, «L'action d'intérêt collectif et le droit de l'environnement», in *Les responsabilités environnementales dans l'espace européen*, (dir.), G.Viney et B.Dubuisson, Bruylant-LGDJ, 2006, n^o8)。

¹²⁵ 量的集団的損害に関して、個別的訴訟の不都合とそれを克服する方策については、L.Neyret, *op.cit.* (supra note1), n^{os}488 et s.

¹²⁶ L.Neyret, *op.cit.* (supra note1), n^o487.

¹²⁷ V.L.Boré, *La défense des intérêts collectifs par les associations devant les juridictions administratives et judiciaires*, préface de G.Viney, LGDJ 1997, n^{os} 115 et s.; G.Viney et P.Jourdain, *op.cit.* (supra note 50), n^o303. 荻村慎一郎「フランスにおける団体訴訟と訴訟要件—民事・刑事交錯領域での発展と法律上の授権による統御のメカニスム—」法協121巻6号 (2004) 818頁以下。なお、ボレ

害に関わる。この場合、侵害された利益について、特定の法主体に対する帰属を観念することはできない。つまり、質的な基準における集団的な損害は客観的な性格を有する（上述本章第２節（２）を参照）¹²⁸。純粹環境損害は、定義上、主観的な利益の侵害を観念できないのであるから、質的集団的利益の侵害のカテゴリに含まれる¹²⁹。

以上のような被害ないし損害の集団化という現象に対しては、手続法の次元においても対応が必要とされる¹³⁰。集団的な性格の被害・損害に対応可能な民事責任訴訟の構築については、侵害が量的な基準で集団的な場合と質的な基準で集団的な場面に分けて検討しなければならない。主観的・個別的な損害が存在するか否かは、訴訟手続にも影響を及ぼすからである。ただし、以下では、本稿のテーマである純粹環境損害との関係から、質的集団化に関する論点のみを扱う¹³¹。

２ 質的集団的利益に関する訴えに関するフランス法の不十分さ

（１）質的集団的利益に基づく訴えの意義

ア．大義に対する侵害

質的な基準による被侵害利益ないし損害の集団化は、フランスの最近の学説においては、一般的に、大義に対する侵害が問題となる場面といわれることが多い¹³²。この大義に対する侵害とは、集団的な価値（*valeur collective*）や理想（*idéal*）に関わる。この場合に侵害されている集団

によると、大義に関する集団的利益という表現は、S.Guinchard, «L'action de groupe en procédure civile française», RIDC, 1990, 2, p.613によるという（L.Boré, *op.cit.*, n°98, n1）。

¹²⁸ L.Neyret, *op.cit.* (supra note1), n°480.

¹²⁹ *Ibid.*, n°486. V. aussi, C.Dreveau, *op.cit.* (supra note35), p.259.

¹³⁰ L.Neyret, *op.cit.* (supra note1), n°480.

¹³¹ 環境侵害の場面における集団的利益に基づく訴えについて一般的には、V. G.Viney, *op.cit.* (supra note124), pp217 et s.（特に、個別的損害が発生している場合については n°6 et s.、純粹環境損害については、n°9 et s.）

¹³² S.Guinchard, *op.cit.* (supra note127), p.613; L.Boré, *op.cit.* (supra note127), n°98; G.Viney et P.Jourdain, *op.cit.* (supra note50), n°303 ; Ph.Brun, *Responsabilité civile extracontractuelle*, 2^eéd., Litec, 2009, n°199.

の利益は、「利他的な利益の総和 (somme d'intérêts altruistes)¹³³」であるとされる。質的な集団の利益は、多数の人に関わっていたとしても、被害者の数という量的な基準の下におかれるものではなく、もっぱら侵害された利益の性質によって判断される。このような利益の侵害の場合について、フランス法では特別の立法に基づく非営利社団等による損害賠償請求が行われている。この場合訴訟の対象となる損害は、訴訟において原告となる非営利社団等からは独立して存在するものであり、第2節でみた学説の分類でいうならば、実体法上の集団の損害ないし客観的損害にあたる¹³⁴。

イ. 大義に対する侵害における個別的訴訟モデルの問題点

伝統的なフランスの民事責任訴訟は、損害を被った者が自己の損害について加害者に賠償を求めるという個別的な訴訟モデルを基礎としており、そこでは侵害の集団的影響に対する考慮が欠如しているといわれる。被害者の識別、数量的把握が不可能な程度にまで損害が拡散的である場合、個人のレベルにおける損害は、「些事については、法官は留意せず (*de minimis non curat praetor*)」という法諺によって法の保護の外に置かれてしまうという指摘である。つまり、このような損害が発生した場合、個人レベルでは、法的な次元での「被害者」と評価できる主体が存在しないのである。したがって、被害者が民事責任訴訟の原告となるというモデル（個人の利益の擁護を目的としてきた古典的な民事訴訟法）のもとでは、このような場面では、原告となる主体がいなくなる¹³⁵。

もっとも、フランスでは、このような大義に対する侵害についても、判例・立法によって、一定の法人による訴えが認められている。しかしながら、次にみるように現在のフランス法には、未だ不十分な点が指摘されている。

¹³³ V.L.Boré, op.cit. (supra note127), n°115 et s. これと対比されるのは、「利己的な利益の総和 (somme d'intérêts égoïstes)」である (*Ibid*, n°99 et s)。

¹³⁴ V.C.Dreveau, op.cit. (supra note35), pp.257 et s.

¹³⁵ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°543.

（２）集团的な訴えの利益に関するフランス法の状況

ア．判例にみられる問題点

破毀院は、法律による特別の訴権付与がないかぎり、原則として、非営利社团は、定款の目的に定められている集团的利益の侵害について、賠償を得ることができないという態度をとっているといわれる（上述第1章第1節1（1））¹³⁶。

裁判所の集团的利益に関する非営利社团の訴権に対する敵意については、以下のような理由が背景となっていると指摘されている。まず、（ア．）排他的に検察官によって擁護される一般的利益・社会秩序と区別できるのかが明らかではない。次に、（イ．）今日、非営利社团の設立は比較的容易であるので、訴訟目的の非営利社团設立による濫訴が懸念される。最後に、（ウ．）非営利社团の訴えの真の目的は公平無私なものではなく害意に基づくのではないかという、裁判所の警戒心（歴史的な理由）である¹³⁷。

しかしながら、上記の理由に対しては、次のような反論がなされている。まず、（ア．）に関していうと、集团的利益は、私人（*personne privée*）によって擁護される専門化された利益であるのに対し、一般利益は、公人（*personnes publiques*）によって擁護される公益（社会全体の利益）であるから、両者は区別することができる。さらに、集团的利益が拮抗する利益と常に対立関係に立つ（例えば環境利益と経済利益）のに対し、一般利益はそうではない。次に、（イ．）に対しては、濫訴に対しては、民事訴訟法典32-1条¹³⁸に基づく制裁が可能である。さらに、（ウ．）については、「利他的なるものは国の領域に属し、利己的なるものは私的領域に属する」、という考え方に対しては疑念が生じうる^{139 140}。

¹³⁶ *Ibid.*, n°548. ただし、最近の判例の傾向が異なることについては、*ibid.*, n°554 et s.

¹³⁷ *Ibid.*, n°551.

¹³⁸ 民事訴訟法典32-1条「引延し的または濫用的に裁判上訴えを提起するものは、損害賠償が請求されているとしてもそれとは別に、最高で3000ユーロの民事罰金について有責判決を受けうる。」

¹³⁹ *Ibid.*, n°573.

¹⁴⁰ G.Viney et P.Jourdain, *op.cit.* (supra note50), n°303-5.

つまり、上記の裁判所が集团的利益の擁護に対して示している敵意には、決定的な理由は存しないのである。実際、その傾向にはまだ不確定な部分があることは否めないとはいえ、最近、法律による資格付与要件を満たさない非営利団体の請求を認めるなど裁判所は大義に関する集团的利益の侵害の保護に好意的になってきているといわれる¹⁴¹。

イ. 集团的な訴えの利益に関する立法の不十分さ

フランスにおいては、既に多くの分野で非営利団体による集団訴訟に関する立法が整備されており、それらは、いわゆる大義に関する損害に関する訴訟にも活用されている（上述第1章第1節1（3））。しかしながら、既存の集団訴権に関する分野ごとの個別立法には、次のように未だ不十分な点が見受けられる。

まず、既存の集団訴訟に関する立法の問題点としては、資格付与要件が極めて多様であること、認可と届出から一定の期間を経過していることが訴えの資格付与の要件となっていることが指摘される¹⁴²。

また、集团的利益に基づく訴訟に関する立法の多くは、一定の法人に対する民事訴権付与という形式をとっている。そのため、環境に対する侵害行為について、科学的見地から環境に対する影響を証明することができる場合であっても、刑事に関する法文の違反にあたらなければ、だれも訴権を行使できない。立法による訴権付与という形式そのものに起因する不都合も存する。このような制度の下では、立法措置の存在しない領域で生じる問題に対処できないからである¹⁴³。さらに、専門的に細分化された立法は、ある侵害行為から様々な被害が発生するような場合にも適合しないという¹⁴⁴。

したがって、現行の集团的利益擁護のための訴権付与制度は、集团的

¹⁴¹ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°554 et s.

¹⁴² *Ibid.*, n°552. なお、非営利団体に対する訴権付与の要件の一つである認可について、やや古い文献であるが、V. RLeost, «L'agrément des associations de protection de l'environnement», RJE, 1995, pp.265 et s.

¹⁴³ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°552.

¹⁴⁴ *Ibid.*, n°552. 同書によると、この点は、特に、純粹環境損害を含む生きているものに対する侵害の包括性にかんがみて問題があるという。

な性格の利益の保護に十分なものではない。

3 質的集団的利益の担い手は誰か

以上のように、現行の各種集団的利益に基づく訴えの制度の不備を克服するため、手続の次元において、集団的性格を備えた訴えの利益に基づく訴訟というカテゴリを承認する必要があると主張されている。では、誰がこのような集団的な訴えの利益の担い手（たとえば、純粋環境損害の場合には、「自然環境を代表する後見人（tuteur pour l'environnement naturel）」¹⁴⁵）となるべきであろうか¹⁴⁶。

この問題については、純粋環境損害のような質的に集団化した損害（客観的損害）については、手続の次元で集団的な性質の訴えの利益を承認することが必要であると説くネイレの見解が示唆的である。以下で詳しく検討することにしよう。

ネイレの見解

ネイレによると、質的な基準により集団的な性格を備えた損害について、訴えの利益は、以下でみるように、個人（ア.）、非営利団体（イ.）、公法人（ウ.）について認めることができる。ただし、担い手の性格に応じて、訴権の在り方に一定の制約が発生する場合や現行の制度の拡充が必要とされる場合がある。

もっとも現在の民事責任訴訟制度は、個別的な訴訟アプローチを基礎としているのであるから、様々な法主体について個別的利益だけではなく集団的利益に基づく訴訟にも受理性を認めるためには、民事訴訟法31条の改正が必要なのではないかとも考えられる。しかしながら、ネイレは、このような訴えを提起する集団的利益の考え方は、立法を待つことなく、判例によっても承認できると主張する。その理由として、職業組合の集団訴権は、立法（1920年3月12日の法律）に先立ち判例（破毀院連合部1913年4月5日判決¹⁴⁷）によって認められたこと、法律の規定を

¹⁴⁵ *Ibid.*, n°570.

¹⁴⁶ *Ibid.*, n°574. 本章第2節カタラ草案に関する検討も参照。

¹⁴⁷ Ch.Réun., 5 avr.1913, D.P.1914, I, pp.65 et s.（第1章第1節1（1））。

越えて非営利社団に対して集団訴権行使を認める判例が現に存在していることなどを挙げる¹⁴⁸。

なお、注意しなければならないのは、この見解が、訴えの利益の属人性という訴えの受理性の要件を放棄しようとしているわけではないことである。この見解によると、訴えの属人的利益とは、「その申立ての成功又は排斥に対するある人の利益」である。大義に対する侵害の場面でも、原告は、法主体（つまり、法的な意味での「人」）としての資格を有していなければならない、また擁護しようとする「主義（立場）（cause）」と一定の関係を有していなければならないのであって、その点では訴えの利益の属人性という要請になんら変更は加えられていない。つまり、この見解は、訴えの利益の属人的性格という要請を、集団的な次元でのみ拡張しているのである。ネイレの主張の主眼は、訴えの利益の属人性の概念を刷新することによって、非営利社団の構成員各自が侵害された利益について当該社団に黙示の委任をしているとか、定款の目的に対する侵害によって非営利社団に属人的な精神的（無形）損害が生じているといったフィクションを用いることなく、人に帰属しない利益の保護をはかることができるようにすることにある¹⁴⁹。

（ア．）個人による集団的利益に基づく訴え

ネイレによると、侵害された利益と一定の関係を有する個人は、質的集団的利益に基づく訴えの担い手となることができる¹⁵⁰。しかし、この

¹⁴⁸ L.Neyret, op.cit. (supra notel), n°578.

¹⁴⁹ *Ibid.*, n°579. なお、ネイレ自身の叙述においては、純粹環境損害の手続上の性格は「集団的損害」であるとされるなど、手続の次元の訴えの「利益」と実体法上の「利益」「損害」とが厳密には区別されていないのではないかと思われる部分がある。訴えの利益と損害の両概念の混同・融合が指摘されているフランス法においては、異和感なくこのような表現が受け入れられている可能性があるが、用語法としてはいささかあいまいさを残しているように思われる。

¹⁵⁰ 具体的な例としては、自然財の所有者が、当該財の侵害の場合に、当該財の侵害から生じる経済的損害とは別に、環境に生じた損害の賠償を請求する場合（殺虫剤で巣箱で飼育していたミツバチを殺された者が、加害者に対して受粉プロセスにおけるミツバチの役割の低下という自然のプロセスに関する損害の

場合には、侵害されている利益は、原告たる個人に帰属しておらず、したがってその者自身には損害が生じていないのであるから、当該個人が、自らに帰属しない利益に関する訴えから利得することがあってはならない。したがって、個人によって提起される集团的利益に基づく訴えの目的は、侵害の現実化の防止・差止め、あるいは被害の回復に充当されるか、環境侵害の保障（garantie）を目的として創設される一般財団に充当される損害賠償に限定されなければならない¹⁵¹。

（イ．）非営利社団による集团的利益に基づく訴え

非営利社団については、既に集团的利益の侵害の場合に訴権行使を認める立法が存在している。しかしながら、ネイレは、現行制度には、以下に述べるように、不十分な点が認められると主張する。現行制度の問題とは、非営利社団の目的について専門性が強く求められていること、認可と一定の活動期間が要求されること、付与される訴権が民事訴権の行使という形式をとることの３点である。

まず、非営利社団の訴権は、現行の諸制度よりも一般的な形で付与される必要がある。すなわち、非営利社団が集団訴権を行使できる範囲は、定款の目的の合法性の確認と、請求と当該目的との一致、原告非営利社団が保護している集团的利益に損害が生じていることの確認によってなされるべきであるという。さらに、現行の集団訴訟に関する各法律は、訴権行使の要件として一定の活動期間を要求しているけれども、この要件を満たしていないとしても、原告たる非営利社団が、主張する集团的利益について他の方法（たとえば、加入者の数や公益¹⁵²の宣言）によっ

賠償を請求する）あるいは、所有権はなくとも一定の利害関係のある場合（漁師が、漁を行っていた場所の水質汚染について（経済的損害（＝収入の低下）とは別に）汚染者に対し訴えを提起する）が挙げられている（*Ibid.*, n°575）。

¹⁵¹ *Ibid.*, n°575 et n°928.

¹⁵² 山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会（2002）615頁によると、公益とは、「ある制度またはある作業に対して、公共の福祉等のための利益を考慮して、公権力がその公的宣言によって認める資質で、多かれ少なかれ一般法の適用除外をもたらす」こと。

て代表性を示すことができるならば、訴訟の遂行を認めてよい¹⁵³。また、大義に対する侵害は、当然に民事訴訟を可能とするのであって、非営利社団による訴権の行使は、刑事犯罪の存在を前提とせずに認められるべきであるという¹⁵⁴。

(ウ.) 公法人による集团的利益に基づく訴え

一定の公法人にも集团的利益に基づく訴えが認められる。これは、既に立法によっても承認されている。自然保護の分野で環境法典 L.132-1 条がいくつかの公法人に対して民事訴権を付与しているのは、その例である。ただし、ネイレは、公法人が集团的利益に基づいて訴えをできるということは、公法人が他の私的な主体との関係よりも特権的な地位に立つことを意味するわけではないことを強調している。たとえば国自体が汚染者である場合や雇用・輸出・ブランドイメージ等が考慮される場合など、公的な機関による環境侵害への対処を期待できない場合があるからである¹⁵⁵。

第3節のまとめ

純粹環境損害については、侵害された利益＝損害の帰属主体が存在しないので、このような損害の賠償に関する訴訟の担い手は誰か、という問題を解決する必要がある。伝統的な民事責任訴訟においては、損害の帰属主体に損害賠償に関する訴えの利益も帰属するのが原則だからである。

この点に関して、本節で検討した近時の学説は、集团的価値、理想といった大義に関する侵害の場面で被害の集団化という現象に対処するためには、手続法の次元において、訴えの属人的利益を集团的な次元に拡張する必要があるという。この主張は、集团的利益を手続的な次元に純化し、さらに新たな意義を付与する（1）。この見解によると、従来主に一定の法人によって担われてきた集团的利益に基づく訴訟は、個人に

¹⁵³ L.Neyret, op.cit. (supra note1), n°576.

¹⁵⁴ *Ibid.*, n°576.

¹⁵⁵ *Ibid.*, n°577.

よっても担われることが可能であるという（2）。では、このような訴えの属人的利益の集团的次元への拡張は、どのような意義を有するのであろうか（3）。

1 集团的利益に基づく訴えの意義

第1章でみたように、民事訴訟法の学説および民事責任法の多数の学説は、損害の属人性について民事責任訴訟において被害者、つまり原告となれるのは誰か、という側面から検討していた。そして、損害の属人性に関して、集团的損害ないし集团的利益は、法人が民事責任訴訟の原告となる場合の問題として捉えられていたのである。本節で検討した最近の学説の見解のように、集团的利益について、訴えの利益の担い手の問題として手続的に純化することは、そのような見解とも発想としては親和的である。特に、純粹環境損害の台頭とともに自覚されるようになってきた損害の帰属主体と訴えの利益の帰属主体の分離という現象においては、実体法上の損害の属人性と手続の次元における訴えの利益の属人性を区別することが必要であり、このような考え方は適切であるといえる。

伝統的な集团的利益に基づく訴えに関しては、学説・判例において訴えの利益と損害（被侵害利益）の混同、接着がしばしばみられる。そのため、本来特定の帰属主体が存在しないはずの利他的な利益等に対する侵害について、集団訴権付与に関する法律の規定に基づき訴訟追行主体となっている一定の非営利団体等の損害と構成することが見受けられるが（上述第1章第3節を参照）、ネイレが指摘しているように、これは一種のフィクションであって、理論的正確さに欠ける構成といわざるをえない。

2 集团的利益に基づく訴えの担い手

本節で検討した近時の学説によると、新たに提示されている集团的利益に基づく訴えは、個人や公法人によっても担われうるとされている。これは、民事訴訟法の学説や多数の民事責任に関する学説が、法人（特に職業組合や非営利団体等の私法人）が訴訟当事者となる場面を念頭において論じてきた従来の集团的利益に関する訴えとは大きく異なる。こ

のように、集団的な訴えの利益は個人にも帰属すると理解するならば、集団が当事者となる訴訟と集団的利益との関係は切断されることになる。

確かに、被侵害利益ないし損害の帰属と訴えの利益を区別して考えるならば、質的集団的利益に関する訴訟の担い手を法人、それも非営利社團等の私法人に限定する必然性はない。質的集団的利益に基づく訴えは、私法人のみならず、個人によっても公法人によっても担われうるという主張は、理論的には妥当である。

もっとも、ネイレは、現代における被害・損害の集団化という現象に照らして、集団的な訴えの利益に基づく訴訟の必要性を説くにとどまり、集団的な訴えの利益に基づく訴訟になぜ受理性が認められるのか、その理由については明確に述べていない。しかしながら、上で検討した個人・非営利社團による集団的訴えの利益に基づく訴訟に関する論旨からは、集団的な訴えの利益に基づく訴えの受理性の根拠がうかがわれる。それによると、集団的な性格を有する訴えの利益についてある法主体（訴訟遂行主体）に属人性が認められる根拠は、侵害された利益と訴訟の遂行主体間に一定の関係性が存在すること、あるいは、侵害された利益について訴訟の遂行主体に代表性が認められることであると考えられる¹⁵⁶。

3 訴えの利益構成の意義

本節で検討したネイレの見解は、特定の人に帰属しない利益の侵害の場合にも一定の法主体に損害の担い手となることを認めるために、訴えの利益の属人性という要件を集団的な次元に拡張することを提案する。

この見解は、訴えの利益の属人性という伝統的な民事訴訟の受理性の要件を維持しつつ、被害・損害の集団化という現代的な現象に対処しようとしている。しかしながら、第1章第2節でみたように、伝統的な集団的利益に基づく訴訟の特徴が、訴訟の遂行主体が法人であることであったのに対し、ここで主張されている新たな集団的利益に基づく訴え

¹⁵⁶ 侵害された環境に対する「関与」に基づき、環境保護団体等の個別的利益（被侵害利益）を設定する可能性を示唆するものとして、大塚直「公害・環境、医療分野における権利利益侵害要件」NBL936号（2010）46頁（ただし、実体法上の被侵害利益に関する主張である）。

では、訴訟の遂行主体が法人であることは要求されていない。新たな集团的利益に基づく訴えの類型では、訴訟で追求される利益との間の一定の関係性を根拠として、ある法主体に、実体法のレベルでは特定の法主体に帰属しない損害の賠償請求訴訟の担い手となることが認められる。この場合にも、集团的な次元に拡張された訴えの属人的利益が存在するというのである。つまり、この考え方によると、訴えの利益の属人性とは、法主体と訴訟で追求される利益の間の一定の関係性ということになる。そして、この関係性は、侵害された利益の「帰属」以外の理由によっても肯定されるという。

この見解が、訴えの利益の属人性という要件をなお維持する理由は何であろうか。ネイレ自身の叙述の中にははっきりとした理由を見いだすことができないが、おそらくは、集团的な訴えの利益を属人的な訴えの利益の内部に位置づけることによって、実体法上帰属主体を観念できない損害についても、通常の民事訴訟の枠内で特別の立法措置を介在させることなく賠償請求可能とするためではないかと考えられる¹⁵⁷。

第1章第2節でみたように、訴えの受理性は、訴えの利益の存在だけではなく、法律による訴えの資格授与を根拠としても認められる。しかし、訴えの資格は、民事訴訟法典31条の法文によると、法律によって与えられなければならないとされている。したがって、訴えの資格構成による場合、立法未整備の領域で発生した人に帰属しない損害については、特定の法主体に賠償に関する訴えの資格を認めることは困難である。つまり、資格構成よりも訴えの集团的利益構成の方が、法の予定していない事態にも柔軟な対応が可能な論理構成であるといえる。おそらく、立法による特別の資格授与がなくとも、個人、非営利社団及び公法人が集团的利益に基づく訴えを提起できると主張するネイレにとっては、立法を前提とする訴えの資格構成よりも集团的な訴えの利益という構成の方が優れていると考えられたのではないかと推測される。

¹⁵⁷ 日本法について、環境利益の中で、特定の法主体の個別的利益を設定することが難しいものについては、いわゆる客観訴訟となり、特別の規定がない限り通常の民事訴訟の対象とはならないと指摘するものとして、大塚・前掲注(156) 46頁。

第2章のまとめ

本章においては、民事責任に基づく純粋環境損害の賠償を正当化するためには、損害と訴えの利益に関する「属人的性格」の要請という伝統的な民事責任・民事訴訟の思考を超克することが必要であることの確認から出発し、フランスの学説がこの問題にどのように取り組んでいるのかについて、実体法と手続法の両面から分析を試みた。ここでもう一度簡単にまとめておこう。

1 実体法の次元

まず、実体法の次元においては、純粋環境損害を民事責任法上賠償の対象となる損害として正当化する理論として、実体法上の集団的損害構成、客観的損害構成及び環境への権利構成が提案されている。

集団的損害構成と客観的損害構成は、損害の属人性という要件を克服し、民事責任法の枠内で純粋環境損害に対処しようとするものである。ただ、個別的な法主体には帰属しない純粋環境損害について、前者は、個人には帰属していないが社会（あるいは、国民、人類）全体には集団的に帰属していると理解していると考えられるのに対し、後者は、いかなる法主体にも帰属しない損害であることを正面から認める点で異なる。

これに対し、環境への権利構成は、民事責任法における損害の属人性の要請を堅持し、純粋環境損害について民事責任法の内部で救済することを否定する。この見解は、環境への侵害は、すべての人に認められる環境への権利の侵害構成するのであるから、誰もが、自らの権利侵害を主張して侵害行為者に対し侵害の差止め・原状回復を請求できるとする。

2 手続法の次元

純粋環境損害は、定義上特定の人に影響の及ばない損害である。したがって、民事責任訴訟においてこのような損害の賠償を請求するためには、手続の次元において、誰が訴訟の担い手となれるのかが問題となる。そこで、純粋環境損害のような特定の人に帰属しない損害について訴訟の受理性を基礎づけるために、集団的な訴えの利益に基づいて訴えの受理性を認めることが提案されている。

ここで主張されている訴えの集団的利益に基づく訴訟は、第1章でみ

たような法人が原告となる訴えとは性格を異にする。ここでは、「集団的」とは、実体法上特定の人に帰属しない損害が問題となっているために、訴えの利益も社会・人類のような非常に大きく外延の曖昧な集団に拡散していることを意味する。この場合、実体法上の利益の帰属を基礎としては訴えの利益の帰属主体を決定することができない。特定の法主体のレベルで個別的な訴えの利益の帰属主体を観念することができないのである。

近時の学説は、このような場合において、侵害された利益と一定の関係性を有する法主体あるいは当該利益について代表性を有する法主体は、実体法上の利益・損害の帰属主体でなくとも、このような集団的な性格を有する訴えの利益に基づいて訴訟を提起できると主張する。侵害されている利益との関係性や代表性は、必然的に非営利社団等の集団にしか認められないものではない。したがって、そのような関係性・代表性を認めることができる限り、個人あるいは公法人であっても、このような集団的な性格を備えた訴えの利益に基づいて訴訟を提起することができるという。

このような見解を前提としても、政策的な観点から立法によって、集団的な訴えの利益に基づく訴訟の担い手を限定し、あるいは侵害された利益との関係性や代表性の証明を軽減することはもちろん可能であると考えられる。したがって、現在のフランスの集団的利益擁護のための集団訴訟制度について、政策的観点からその合理性を評価することは可能である。しかし、理論的には、特定の帰属主体をもたない利益の訴訟上の担い手が、非営利社団等の法人に当然に限定されるわけではない。したがって、近時の学説の主張はこの点で正当なものであるといえよう。

3 損害の属人性と集団的利益の曖昧さ——純粋環境損害の賠償への一定の寄与

さて、第1章第2章を通じて検討してきたように、損害の属人性と集団的利益（集団的損害）に関して、フランス法の学説は、ごく最近まで極めて曖昧な理解のままであった。人に対する帰属を観念できない純粋環境損害の出現によって、この点に関する理論的不備が露呈し、現在フ

ランスの学説が対処を迫られていることは、本章において検討した通りである。

もっとも、集团的利益に基づく訴えという訴訟形態が判例・立法によって承認されていること、そして集团的利益・集团的損害という概念が存在ししかもその定義が曖昧であったことが、フランスにおいて純粋環境損害の賠償に関する議論を推進してきたことも間違いない。そのことは、次章における日本法の分析と対比するならば、より明確になるであろう。集团的利益（損害）という概念自体がごく最近まで一般的には語られることのなかった日本においては、人に帰属しない利益としての環境の私法上の保護に関する学説の議論は、環境について個人に帰属する権利を確立する試みから出発した。しかし、個人に帰属しない環境について個人の権利という構成をとることの困難さは、フランスにおける環境への権利の主張に対する批判からもうかがうことができる。日本においても、人に帰属しない環境の保護に関して私法上の環境権が今日まで実務上承認されていないことは、周知のとおりである。第三章においては、環境侵害の民事救済に関する日本法の議論を概観し、フランスの純粋環境損害に関する議論が日本法との関係でどのような意義を有するのかについて検討を試みる。

[付記]

本稿は、平成23年度学術研究助成基金助成金（若手研究（B）：課題番号23730079）の助成を受けた研究成果の一部である。

校正の段階で、J.Rochfeld, *Les grandes notions du droit privé*, PUF, 2011に接した。本稿と関わりのある概念としては、法人の訴権（pp.135 et s.）、主観的権利（pp.149 et s.）、共同物ないし共同財産（pp.238 et s., pp.390 et s.）について叙述がある。